

第3期ふじみ野市障がい者基本計画  
(案)

(空白)

# 目次



第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1 計画策定の趣旨.....	1
第2 近年の障がい者施策にかかわる社会動向.....	2
第3 計画の位置づけ.....	4
第4 計画の期間.....	5
第5 計画の対象者.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	6
第1 統計的データに基づく障がいのある人の現状.....	6
1 総人口.....	6
2 世帯数.....	7
3 障害者手帳交付数の状況.....	8
第2 アンケート調査結果に基づく障がいのある人の状況.....	14
1 不安や心配に感じていること.....	14
2 福祉のまちとして住みよくなるために必要なこと.....	16
3 市民の障がい福祉への関心.....	18
4 市民が考える充実の必要がある障がい福祉施策.....	19
第3 障がい者団体ヒアリングからの主な意見・課題.....	20
第4 相談支援事業者等からの意見・課題.....	21
第3章 課題の整理.....	22
第1 課題の整理.....	22
1 法制度の動向.....	22
2 統計及びアンケート.....	22
第4章 計画の基本的な考え方.....	24
第1 基本理念.....	24
第2 基本目標.....	25
第3 施策の体系.....	26
第4 重点的な取組.....	28
第5章 施策の展開.....	32
基本目標1 差別の解消及び権利擁護の推進 -尊重し合う-.....	32
1 差別の解消及び権利擁護の推進.....	32

2	思いや考えを伝えやすい環境づくり	36
3	行政サービス等における配慮の推進	38
基本目標2	地域での暮らしを支える生活支援の充実 <small>－支える－</small>	40
1	相談体制の充実	40
2	地域生活を支えるサービスの充実	43
3	地域の福祉力の向上	46
4	地域の保健・医療体制の充実	48
基本目標3	障がい児支援の充実 <small>－育む－</small>	48
1	早期からの切れ目のない支援体制の充実	51
2	個性や特性に応じた、能力を伸ばす教育の推進	54
基本目標4	社会参加の拡充 <small>－つながり合う－</small>	57
1	雇用・就労の促進	57
2	文化芸術活動、スポーツ等の振興	60
3	多様な交流・外出支援の充実	62
基本目標5	安全・安心で暮らしやすいまちづくり <small>－共に築く－</small>	65
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	65
2	情報アクセシビリティの向上	67
3	居住支援	70
4	災害や犯罪等の防止・軽減対策	72
第6章	計画の推進体制	75
1	庁内の推進体制の整備	75
2	計画の点検・管理体制	75
3	県及び近隣市町との調整・協力	75

◎「障害」の「害」の表記について

本市では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、「第2期ふじみ野市障がい福祉計画」から障がい福祉に関する計画では法律用語、固有名称を除いて「障がい」という表記をしています。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1 計画策定の趣旨

本市では、平成24年度から平成28年度を期間とする「ふじみ野市障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この前計画の期間中には、障がいのある人や家族の身近な相談窓口として障がい者相談支援センターの機能強化を図るとともに、障がいのある人が就労を通じて生きがいを持って生活できるように支援するため、障害者就労支援センターの充実を図ってきました。また、発育・発達に心配のある子どもや子どもの保護者を対象に必要な療育相談支援や訓練を行う児童発育・発達支援センターを開設するなど、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるような環境整備にも取り組んできました。

一方、国の法律や制度は大きく変わり、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が平成25年4月から段階的に施行されるとともに、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）も施行されました。平成28年4月には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。さらに、平成30年には、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が施行される予定です。

また、近年、障がい者施策を考えていく方向性として、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の考え方からさらに一歩進み、すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共に生きる社会を目指すインクルージョン<sup>※2</sup>の考え方も、今後の障がい者施策の展開を図る上で重要な視点となります。

こうした社会背景や障がいのある人のニーズ等を踏まえ、障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいのあるなしに関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会の構築に向けて、「第3期ふじみ野市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

### ※1 ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中で共に生活することが正常（ノーマル）な社会のあり方であるという考え方のことです。

### ※2 インクルージョン

全ての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、共に生きる社会を目指すという考え方であり、障がいのある人が普通の場所で普通の生活をするということです。

## 第2 近年の障がい者施策にかかわる社会動向

近年の障がい者施策にかかわる主な動向は以下のとおりとなります。

### ■近年の障がい者施策にかかわる主な社会動向

年	基本的枠組み	障害者施策関連法	
H23年	◎改正障害者基本法 (8月施行)		
H24年		○障害者虐待防止法(10月施行)	
H25年	障害者基本計画(第3次) H25～29年度	◎障害者総合支援法(4月一部施行) ↓ ○障害者優先調達推進法(4月施行)	
H26年		◎障害者権利条約の批准 (4月全部施行) ↓ ○改正精神障害者保健福祉法(4月一部施行)	
H27年		(1月・7月対象疾病の拡大) ○難病法(1月施行)	
H28年		◎障害者差別解消法 (4月施行)	○改正精神障害者保健福祉法(4月全部施行) ○障害者雇用促進法(4月施行) ○改正発達障害者支援法(8月施行) ◎障害者総合支援法及び児童福祉法改正案 (3月閣議決定)
H29年			
H30年		☆改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法 (平成30年施行予定)	

平成23年の障害者基本法の改正以降、「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が平成28年に施行されるなど、障がいのある人に関する法制度や施策は大きく変化しています。

また、平成30年に施行予定の改正障害者総合支援法及び児童福祉法についても、本計画においては踏まえていく必要があります。

■法制度改正の主なポイント

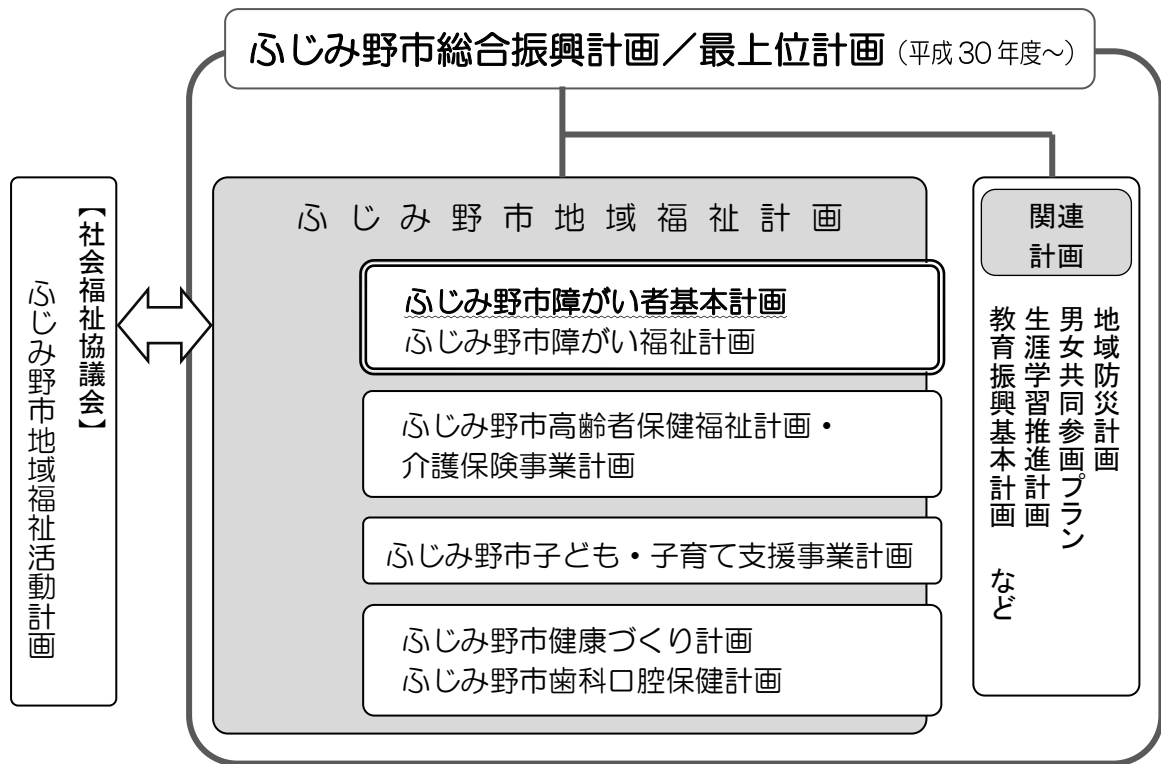
<p>◎改正障害者基本法（平成23年7月成立、同年8月施行）</p> <p>→ 障がい者の定義の見直し（社会的障壁）、合理的配慮の概念の導入など</p>
<p>○障害者虐待防止法（平成23年6月成立、平成24年10月施行）</p> <p>→ 障がい者への虐待禁止、虐待が疑われる障がい者を発見した者の通報義務など</p>
<p>◎ 障害者総合支援法（平成24年6月成立、平成25年4月・平成26年4月施行）</p> <p>正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」</p> <p>→ 障がい者の範囲の見直し（特定患者への支援対象の拡大）、地域生活支援事業の強化、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大など</p> <p>→ 対象疾病の拡大</p>
<p>○ 障害者優先調達推進法（平成24年6月成立、平成25年4月施行）</p> <p>正式名称「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」</p> <p>→ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を設定</p>
<p>◎ 障害者基本計画（第3次）（平成25～29年度）</p> <p>→ 「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ等」「雇用・就業、経済的自立の支援」「生活環境」「情報アクセシビリティ」に加え、「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」を新たに設定</p>
<p>○ 精神保健福祉法の改正（平成25年6月成立、平成26年4月一部施行、平成28年4月全部施行） 正式名称「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」</p> <p>→ 保護者制度の廃止、医療保護入院の際の同意の要件の見直しなど</p>
<p>○ 難病法（平成26年5月成立、平成27年1月施行）</p> <p>正式名称「難病の患者に対する医療等に関する法律」</p> <p>→ 難病の患者に対する医療費助成に関する法定化</p>
<p>◎ 障害者差別解消法（平成25年6月成立、平成28年4月施行）</p> <p>正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」</p> <p>→ 国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による不当な差別的な取扱いの禁止や社会的障壁を取り除くための合理的配慮等</p>
<p>○ 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月成立、平成28年4月施行）</p> <p>正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」</p> <p>→ 雇用の分野における合理的配慮の提供義務</p> <p>→ 精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置（平成30年4月施行予定）等</p>
<p>○ 発達障害者支援法の改正（平成28年5月成立、平成28年8月施行）</p> <p>→ 就労と教育支援の強化等</p>
<p>◎ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>平成28年改正案閣議決定、平成30年4月施行予定</p> <p>《障害者総合支援法》</p> <p>→ 一人暮らしを希望する障がい者を支援する「自立生活援助」及び「就労定着支援」の新設、高齢障がい者による介護保険サービスの利用の仕組み見直しなど</p> <p>《児童福祉法》</p> <p>→ 居宅訪問による発達支援サービスの提供、保健・医療・福祉等の連携による医療的ケアを必要とする児童への対応、障害児福祉計画の策定など</p>

### 第3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、本市の障がいのある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障がい者施策の方向性について定めるものです。

策定にあたっては、国の障害者基本計画（第3次）及び第4期埼玉県障害者支援計画を踏まえるとともに、本市の最上位計画である総合振興計画をはじめとする他の計画との整合を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等を示す第4期ふじみ野市障がい福祉計画を踏まえて策定します。





## 第4 計画の期間

本計画は平成29年度から平成32年度の4年間の計画とします。

ただし、計画期間中に、本計画の根幹となる法律や制度などの改正があった場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。

なお、平成30年度には、本計画と「第5期障がい福祉計画」を一体化し、障がい者福祉施策の充実を図ります。

### ■計画の期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
総合振興計画	後期基本計画 H25年度～H29年度			最上位計画 H30年度～H42年度			
地域福祉計画	第1期 H25年度～H29年度			第2期 H30年度～H35年度			
障がい者基本計画	第2期 H24年度～H28年度		第3期 H29年度～H32年度				第4期
障がい福祉計画	第4期 H27年度～H29年度			第5期 H30年度～H32年度			第6期

## 第5 計画の対象者

本計画の対象者は、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民、事業者、行政、各種団体などとなります。

また、本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい<sup>※3</sup>、高次脳機能障がい<sup>※4</sup>を含む。）、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

### ※3 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は様々であり、症状は人により異なります。

### ※4 高次脳機能障がい

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがあります。

# 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

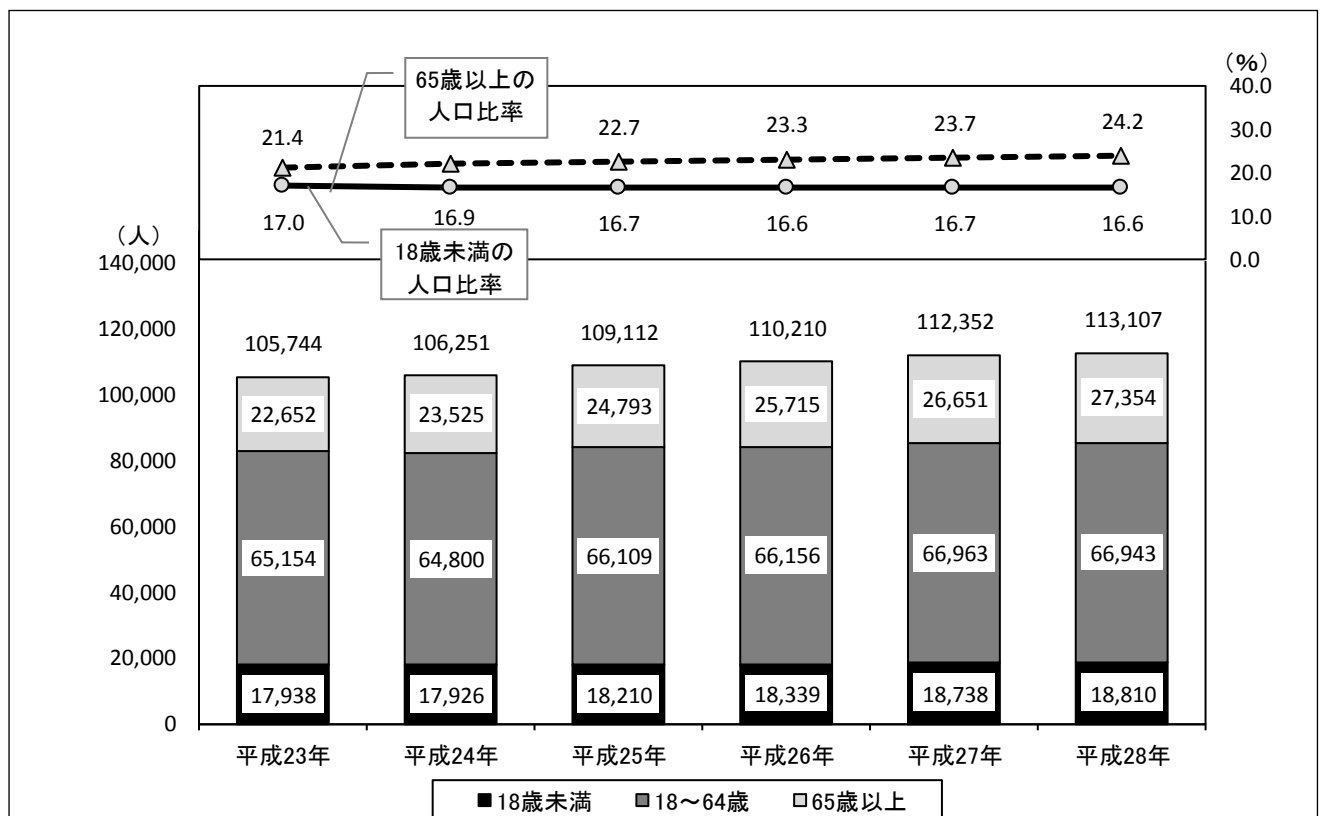
## 第1 統計的データに基づく障がいのある人の現状

### 1 総人口

住民基本台帳による総人口の推移をみると、平成28年4月1日現在では113,107人となり、平成23年よりも7,363人増え、伸び率は7.0%となっています。年齢階層別にみると、18歳未満は872人増で伸び率4.9%、18～64歳は1,789人増で伸び率は2.7%であるのに対し、65歳以上は4,702人と伸び率は20.8%となっています。また、総人口に占める比率は、18歳未満は緩やかに低下しているのに対して、65歳以上は上昇を続けて平成28年は24.2%となっています。

「ふじみ野市人口ビジョン」では、平成32年の総人口は115,490人に増加するものの、高齢者人口の伸びが大きいため、高齢化率は25.6%に上がることが予想されます。

#### ■市の総人口の推移

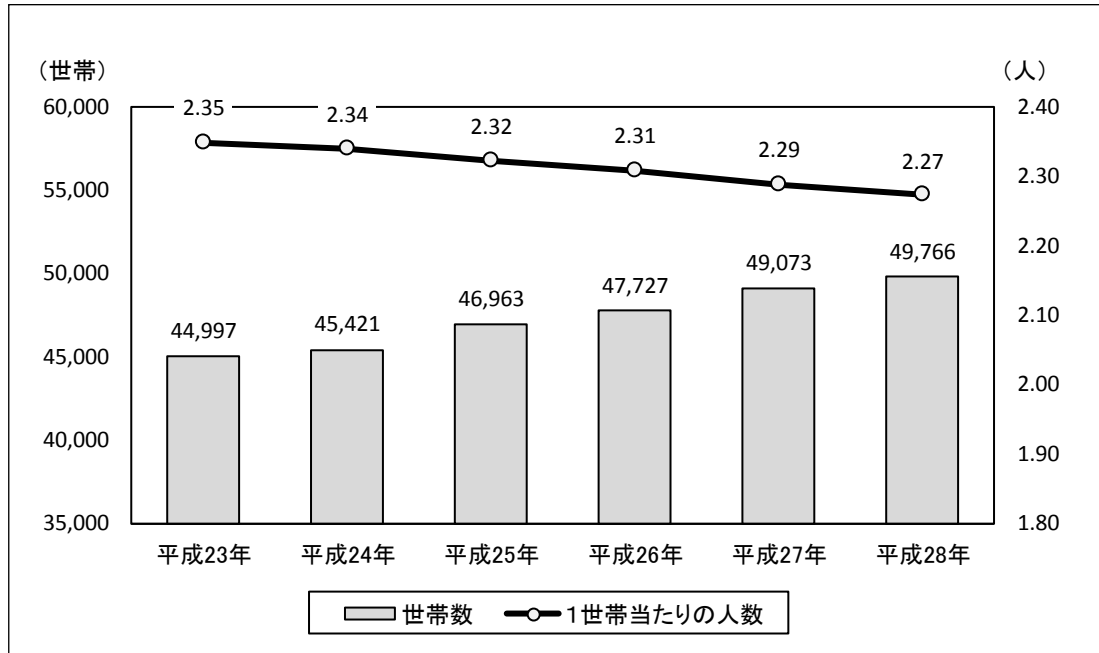


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 世帯数

住民基本台帳による世帯数の推移をみると、平成28年4月1日現在では49,766世帯と平成23年よりも4,769世帯増えて伸び率は10.6%となり、総人口の伸び率を上回っています。そのため、総人口を世帯数で割った1世帯当たり人員は減少して平成28年は2.27人となり、少人数による世帯構成が進んでいる状況がうかがえます。

■世帯数の推移



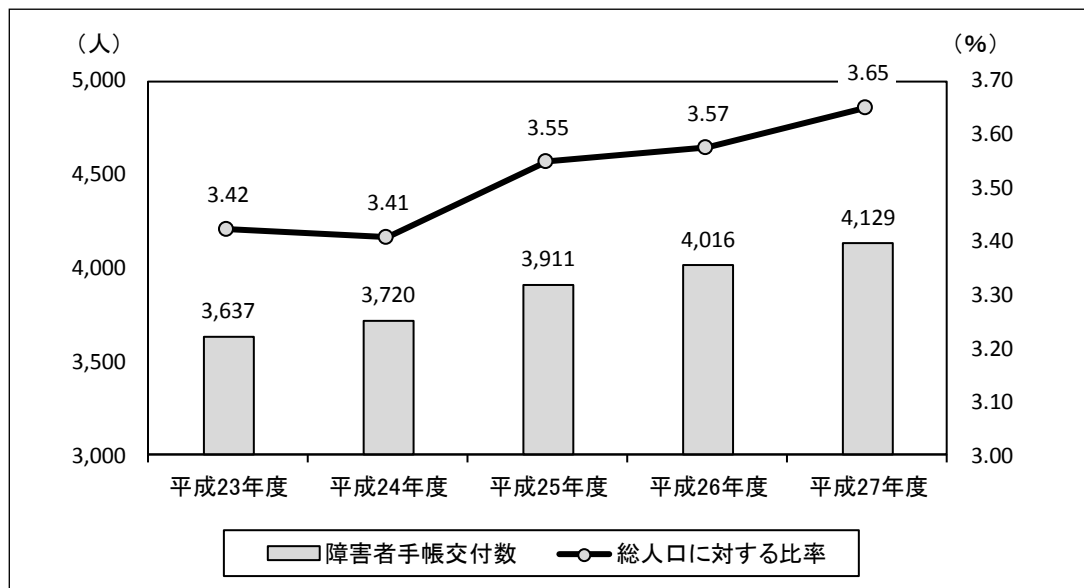
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 3 障害者手帳交付数の状況

#### (1) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳交付数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者、重複含む）は増加し、平成27年度末現在は4,129人となります。総人口に対する比率は、平成24年度に若干低下しましたが、その後は上昇して、平成27年度末現在では3.65%となっています。

■障害者手帳の交付数及び総人口に対する比率の推移



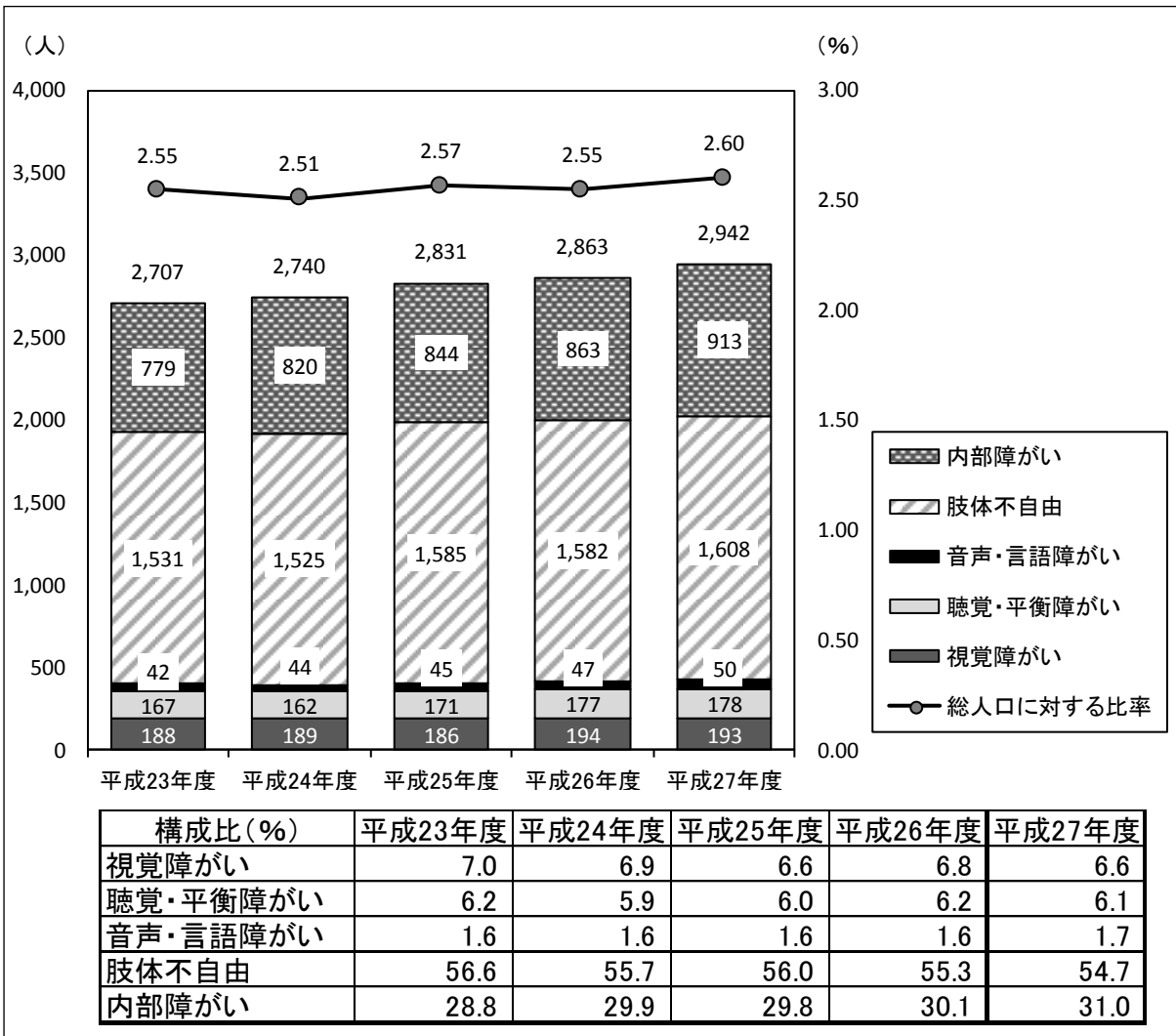
資料：障がい福祉課

(2) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付者は増加し、平成27年度は2,942人となっています。総人口に対する比率は、平成23年度以降は大きな変化はみられませんが、平成27年度は2.60%と若干上昇しています。

障害の種類別にみると、平成27年度は肢体不自由(1,608人)が最も多く、次いで内部障がい(913人)、視覚障がい(193人)、聴覚・平衡障がい(178人)、音声・言語障がい(50人)となっています。平成23年度からの推移をみると、内部障がいの増加が続き、構成比も平成27年度は31.0%と上昇しています。

■身体障害者手帳の交付状況

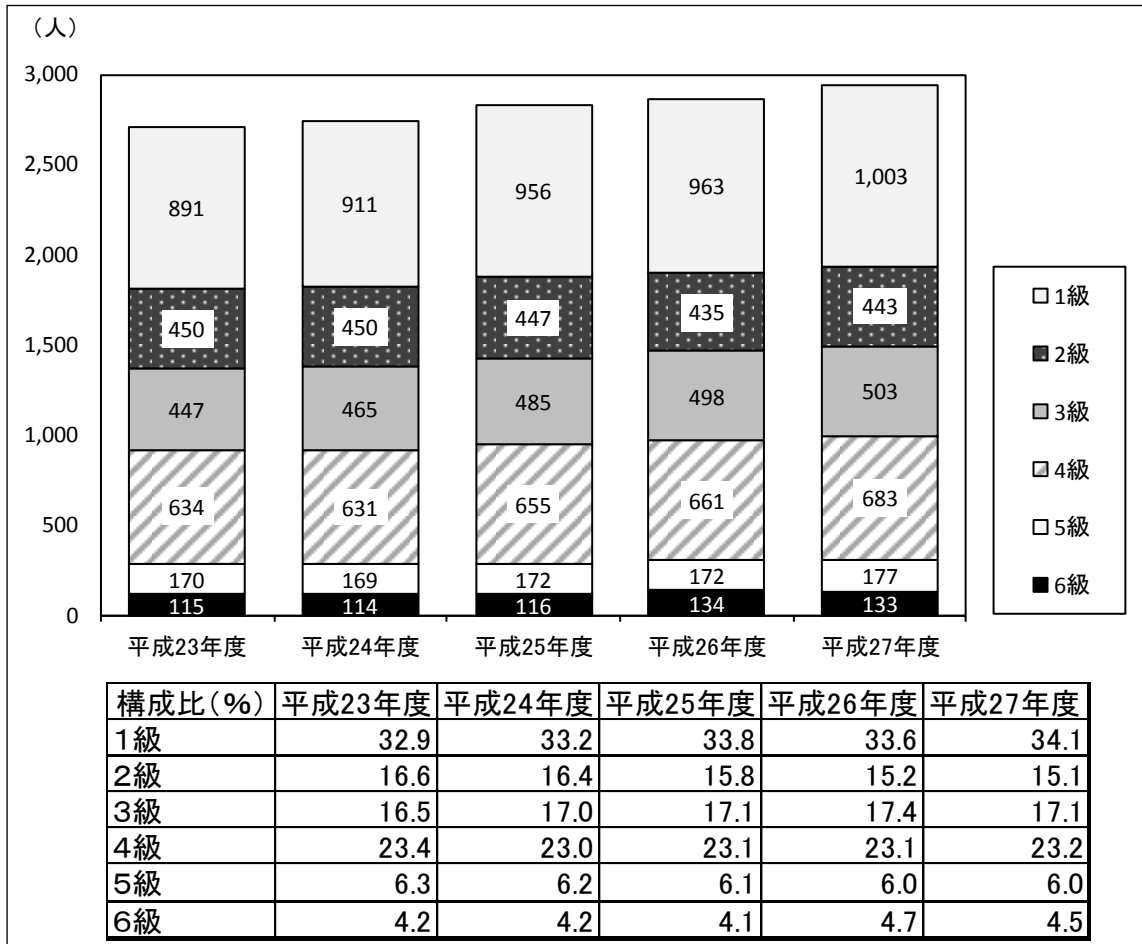


資料：障がい福祉課

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

障害の程度別にみると、平成 27 年度は1級（1,003 人）が最も多く、次いで4級（683 人）、3級（503 人）、2級（443 人）、5級（177 人）、6級（133 人）となっています。平成 23 年度からの推移をみると、1級は増加が続き、構成比も上昇して平成 27 年度は 34.1%となり、3級も増加しています。

### ■身体障害者手帳の程度別の推移



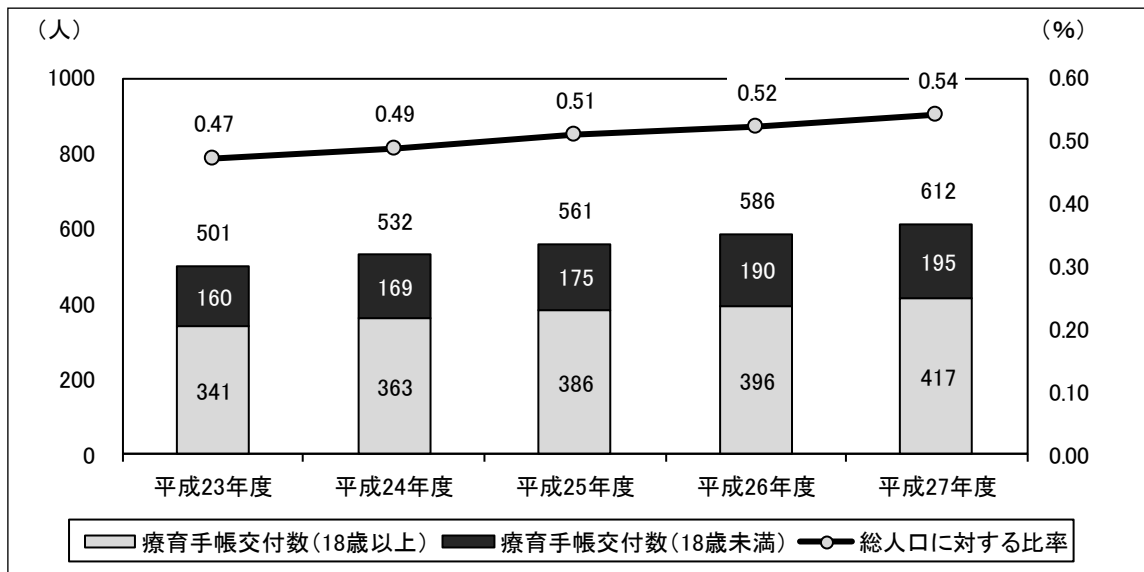
資料：障がい福祉課

(3) 療育手帳の交付状況

療育手帳の交付者は増加し、平成27年度は612人で平成23年度から111人増、伸び率は22.2%となり、総人口に対する比率も上昇して0.54%となっています。

年齢階層別にみても、18歳未満(35人増、伸び率21.9%)及び18歳以上(76人増、伸び率22.3%)ともに増加しています。年齢階層別の構成比は、18歳未満は全体の3割強、18歳以上は7割弱と大きな変化はみられません。

■療育手帳の交付数の状況



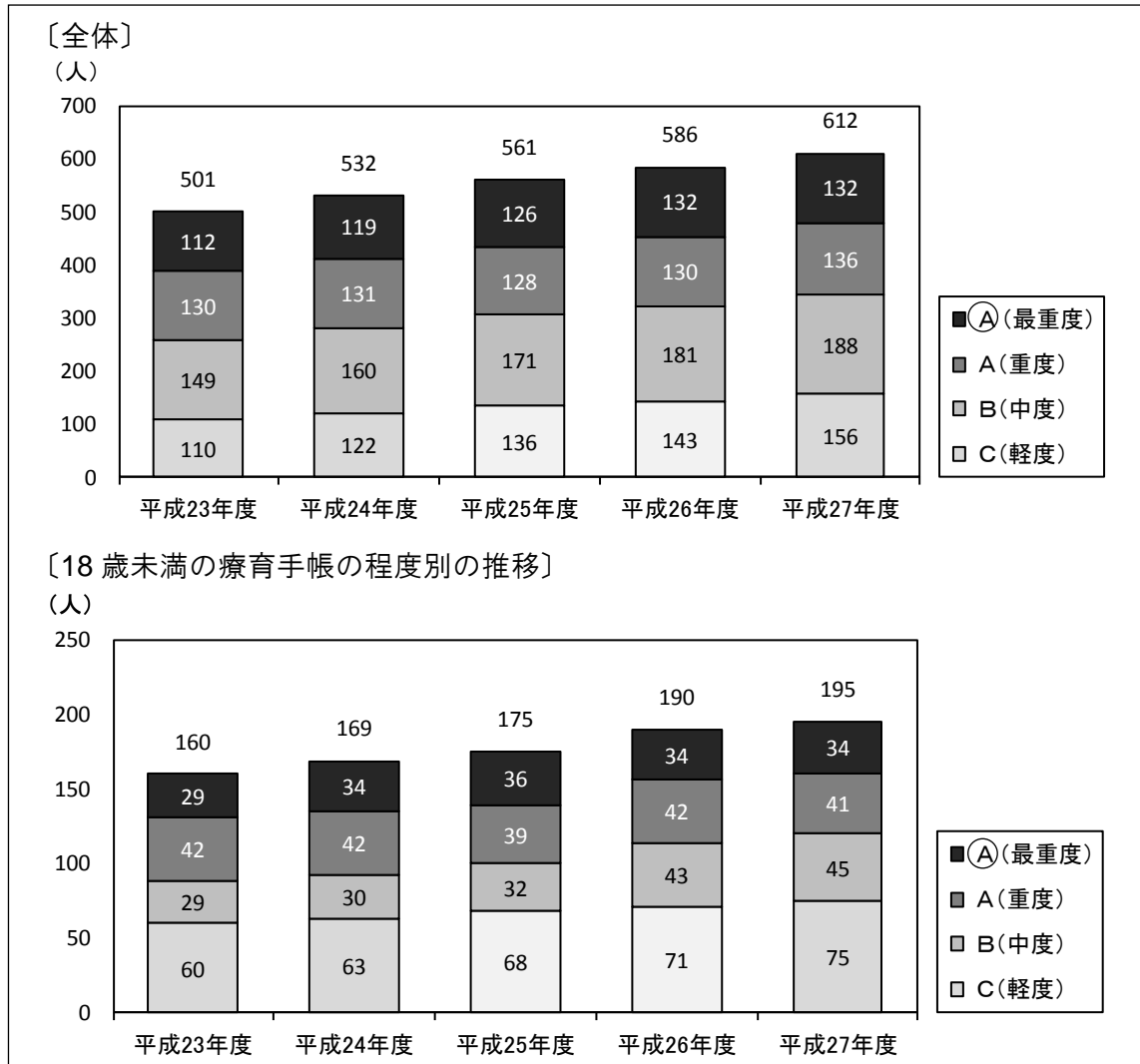
資料：障がい福祉課

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

障害の程度別にみると、平成27年度はB（中度）（188人）が最も多く、次いでC（軽度）（156人）、A（重度）（136人）、**Ⓐ**（最重度）（132人）となっています。平成23年度と比較すると、B（中度）及びC（軽度）が特に増加しています。

18歳未満は、平成27年度はC（軽度）が75人と最も多く、全体の38.5%を占めており、療育手帳交付者全体でのC（軽度）の比率（25.5%）を10%強上回っています。

### ■療育手帳の程度別の推移



資料：障がい福祉課

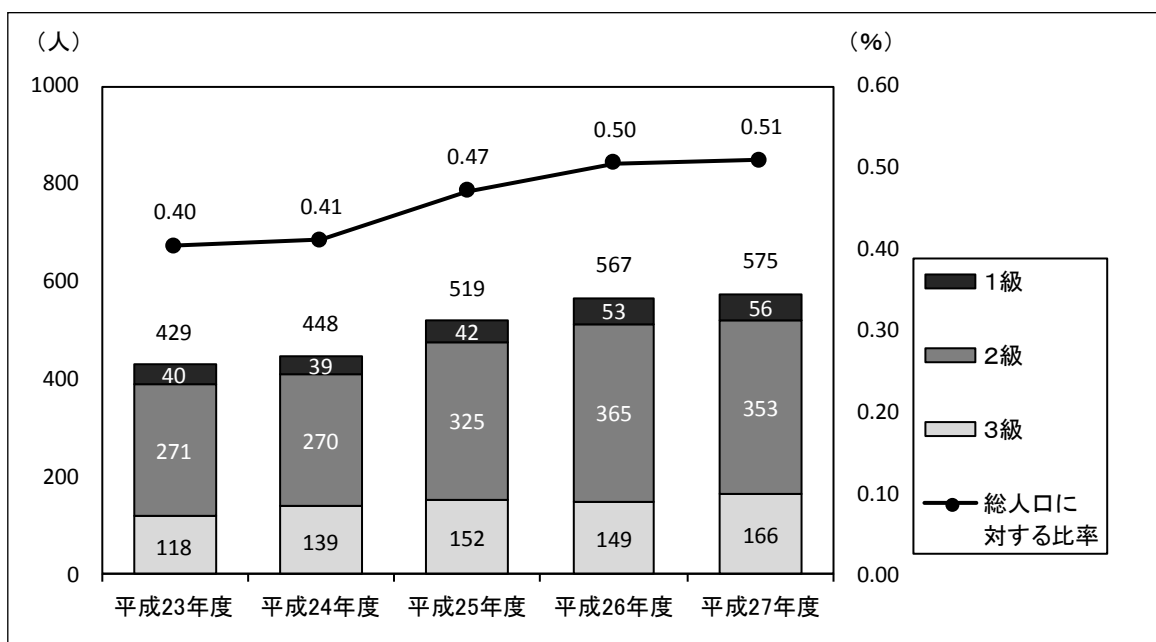


(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者は増加して平成27年度は575人となり、平成23年度よりも146人増、伸び率は34.0%に上ります。総人口に対する比率も上昇して0.51%となっています。

等級別にみると、2級が最も多く、平成27年度は353人となり、次いで3級(166人)、1級(56人)となっています。平成23年度と比較すると、1級は16人増で伸び率40.0%、2級は82人増で伸び率30.3%、3級は48人増で伸び率40.7%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の交付状況

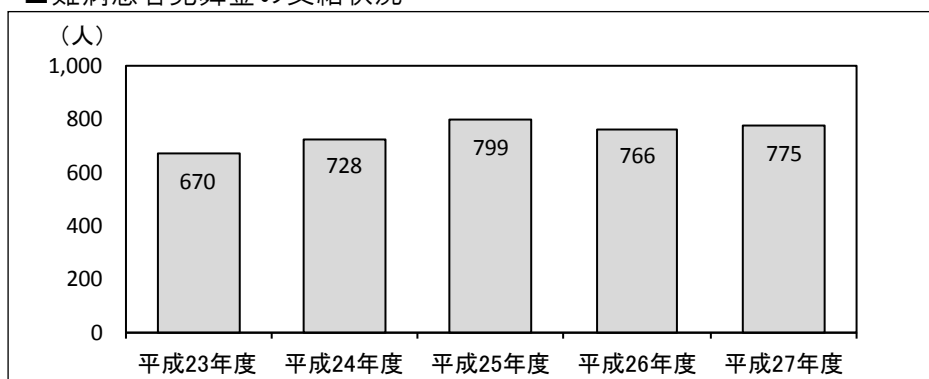


資料：障がい福祉課

(5) 難病患者見舞金の支給状況

難病患者見舞金の支給件数は、近年は700人台後半で推移しており、平成27年度は775人となっています。

■難病患者見舞金の支給状況



資料：障がい福祉課

## 第2 アンケート調査結果に基づく障がいのある人の状況

アンケート調査の主な結果は、以下のとおりとなります。

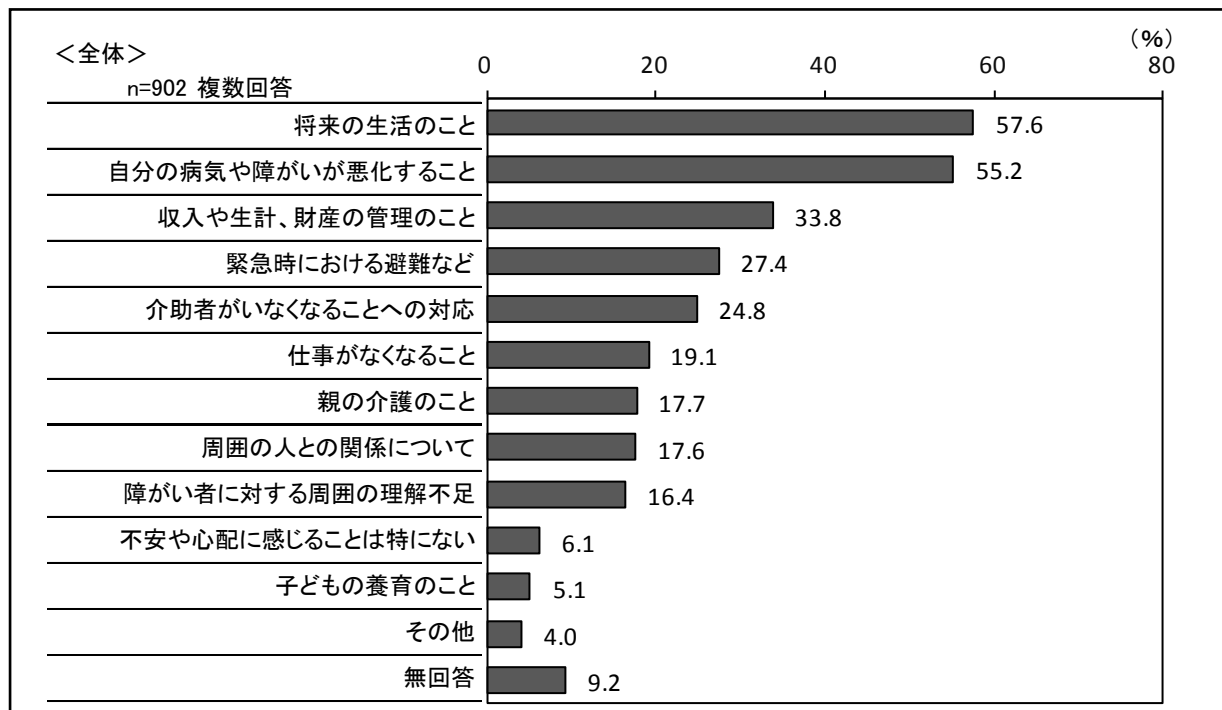
### 1 不安や心配に感じていること

不安や心配に感じていることは、「将来の生活のこと（57.6%）」が最も多く、次いで「自分の病気や障がいが悪化すること（55.2%）」、「収入や生計、財産の管理のこと（33.8%）」となっています。前回調査と比較すると、「将来の生活のこと（前回調査（56.1%）」、「収入や生計、財産の管理のこと（前回調査（31.2%）」は若干上回っています。

障がい種別に見ると、「将来の生活のこと」は、知的障がい者（70.8%）及び精神障がい者（71.9%）で、「自分の病気や障がいが悪化すること」は難病患者（77.5%）に特に多くなっています。また、知的障がい者は「介助者がいなくなることへの対応（51.9%）」も多くなっています。

年齢階層別では、18歳未満は「将来の生活のこと（67.4%）」が最も多く、次いで「介助者がいなくなることへの対応（47.7%）」、「収入や生計、財産の管理のこと（41.9%）」となり、いずれも全体集計よりも高い比率となっています。18～64歳は「将来の生活のこと（62.9%）」、65歳以上は「自分の病気や障がいが悪化すること（58.4%）」が最も多くなっています。

#### ■ アンケート（障がい者）調査：不安や心配に感じていること



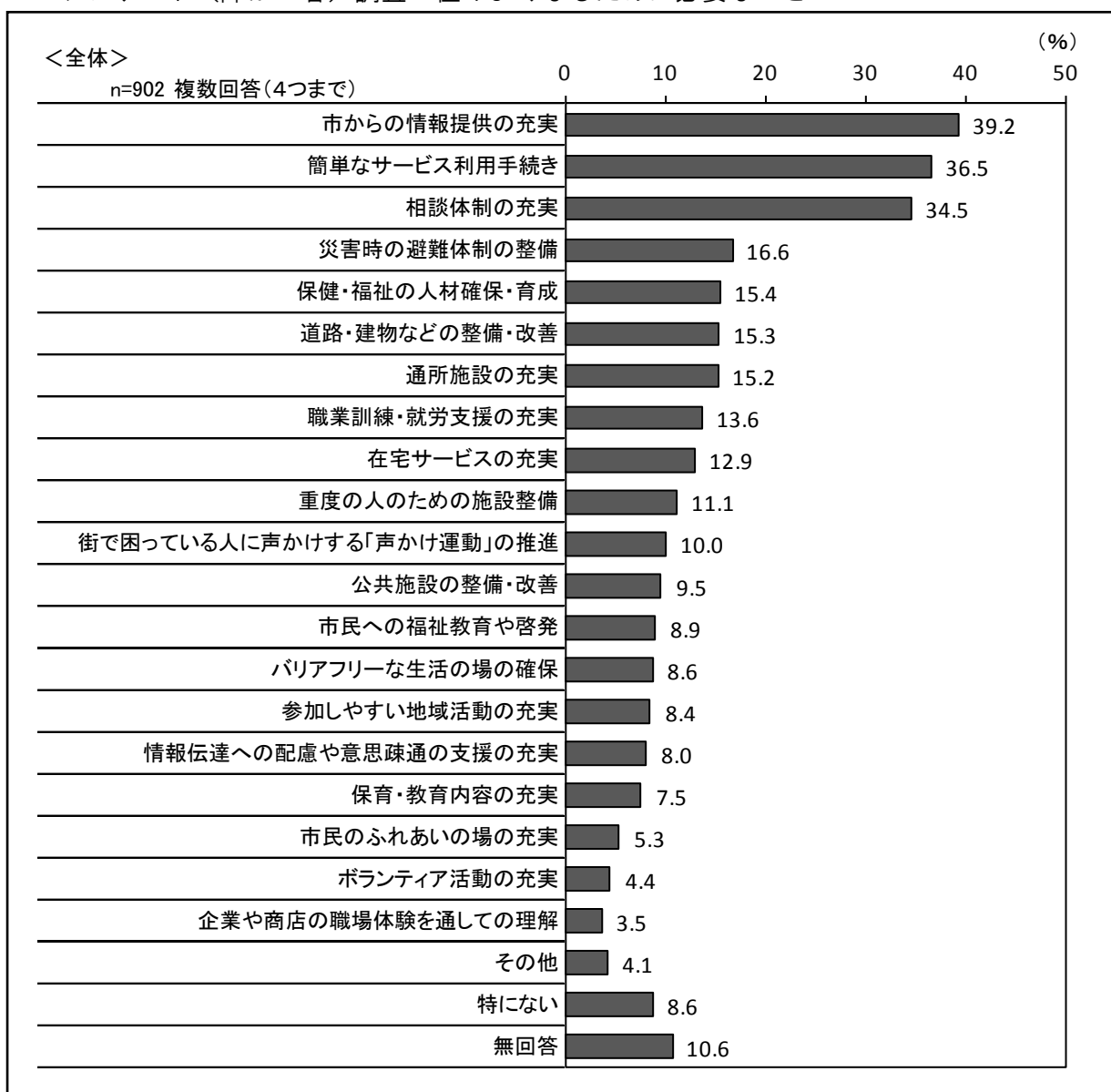
＜障がい種別＞				(%)	
順位	身体障がい n=415		順位	知的障がい n=185	
1位	自分の病気や障がいが悪化すること	60.0	1位	将来の生活のこと	70.8
2位	将来の生活のこと	48.4	2位	介助者がいなくなることへの対応	51.9
3位	緊急時における避難など	30.6	3位	収入や生計、財産の管理のこと	43.2
順位	精神障がい n=153		順位	難病患者 n=169	
1位	将来の生活のこと	71.9	1位	自分の病気や障がいが悪化すること	77.5
2位	自分の病気や障がいが悪化すること	59.5	2位	将来の生活のこと	55.0
3位	収入や生計、財産の管理のこと	57.5	3位	収入や生計、財産の管理のこと	33.7
＜年齢階層別＞				(%)	
順位	18歳未満 n=86		順位	18歳～64歳 n=622	
1位	将来の生活のこと	67.4	1位	将来の生活のこと	62.9
2位	介助者がいなくなることへの対応	47.7	2位	自分の病気や障がいが悪化すること	56.9
3位	収入や生計、財産の管理のこと	41.9	3位	収入や生計、財産の管理のこと	39.7
順位	65歳以上 n=173				
1位	自分の病気や障がいが悪化すること	58.4			
2位	将来の生活のこと	34.1			
3位	緊急時における避難など	24.9			

## 2 福祉のまちとして住みよくなるために必要なこと

福祉のまちとして住みよくなるために必要なことは、全体集計では、「市からの情報提供の充実」が39.2%と最も多く、次いで「簡単なサービス利用手続き（36.5）」、「相談体制の充実（34.5%）」となっています。

しかし、障がい種別でみると、精神障がい者は「相談体制の充実（49.0%）」が、難病患者は「市からの情報提供の充実（49.1%）」及び「簡単なサービス利用手続き（43.2%）」が多くなっています。また、年齢階層別では、18歳未満は「市からの情報提供の充実（45.3%）」が、65歳以上は「簡単なサービス利用手続き（41.6%）」が多く、障がいや年齢によってニーズにも差異がみられます。

### ■ アンケート（障がい者）調査：住みよくなるために必要なこと



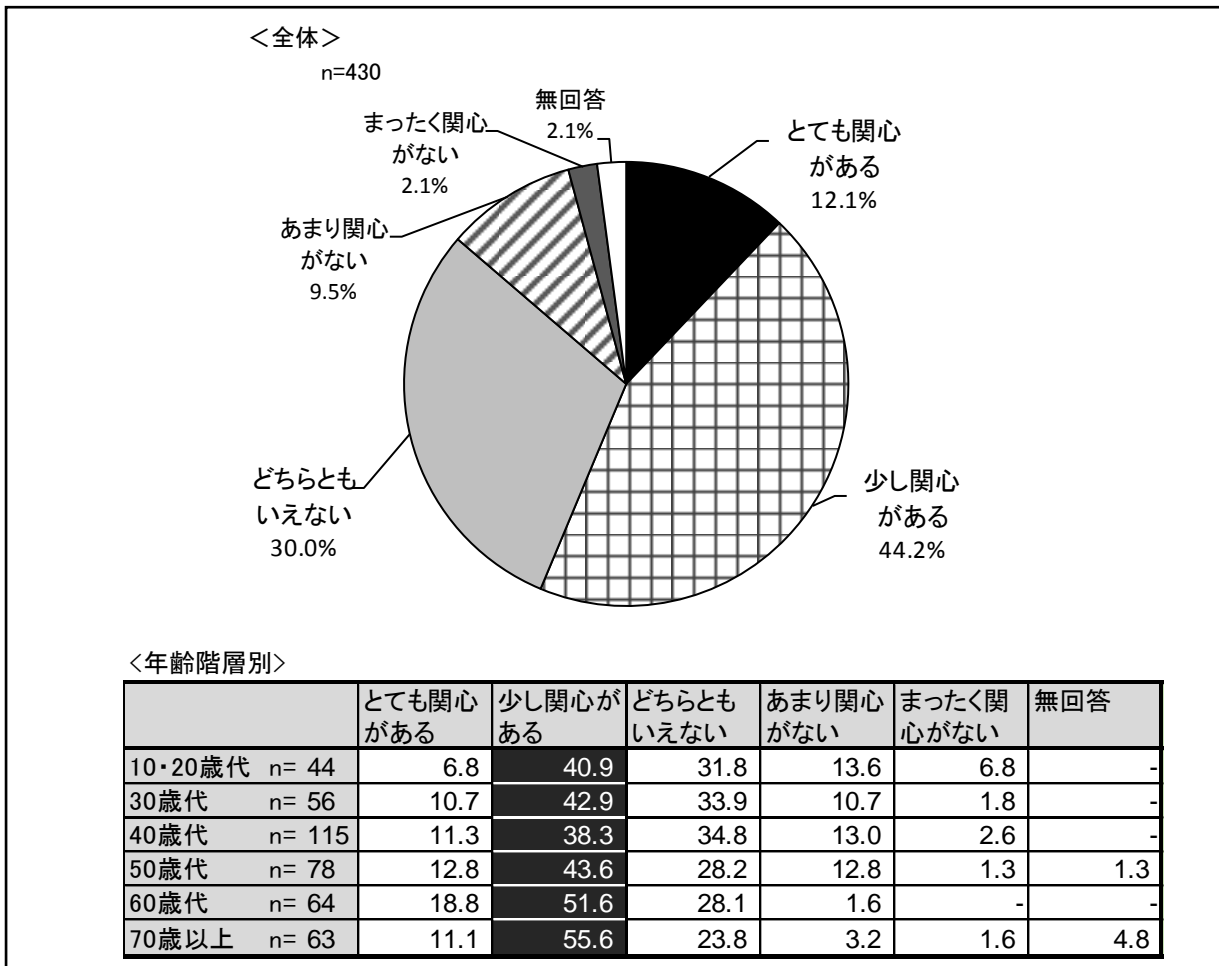
＜障がい種別＞						(%)
順位	身体障がい n=415		順位	知的障がい n=185		
1位	市からの情報提供の充実	37.3	1位	簡単なサービス利用手続き		36.2
2位	簡単なサービス利用手続き	37.1	2位	市からの情報提供の充実		33.5
3位	相談体制の充実	29.2	3位	相談体制の充実		33.0
順位	精神障がい n=153		順位	難病患者 n=169		
1位	相談体制の充実	49.0	1位	市からの情報提供の充実		49.1
2位	市からの情報提供の充実	41.8	2位	簡単なサービス利用手続き		43.2
3位	簡単なサービス利用手続き	34.0	3位	相談体制の充実		35.5
＜年齢階層別＞						(%)
順位	18歳未満 n=86		順位	18歳～64歳 n=622		
1位	市からの情報提供の充実	45.3	1位	市からの情報提供の充実		39.7
2位	簡単なサービス利用手続き	36.0	2位	相談体制の充実		38.6
3位	通所施設の充実	31.4	3位	簡単なサービス利用手続き		35.7
順位	65歳以上 n=173					
1位	簡単なサービス利用手続き	41.6				
2位	市からの情報提供の充実	37.0				
3位	相談体制の充実	24.9				

### 3 市民の障がい福祉への関心

市民の障がい福祉への関心は、「少し関心がある（44.2%）」が最も多く、「とても関心がある（12.1%）」と合わせると56.3%と過半数を占めます。関心がない（「あまり関心がない（9.5%）」及び「まったく関心がない（2.1%）」）の合計は11.6%となります。

年齢階層別では、60歳代以上で比較的関心が高くなる傾向がみられます。

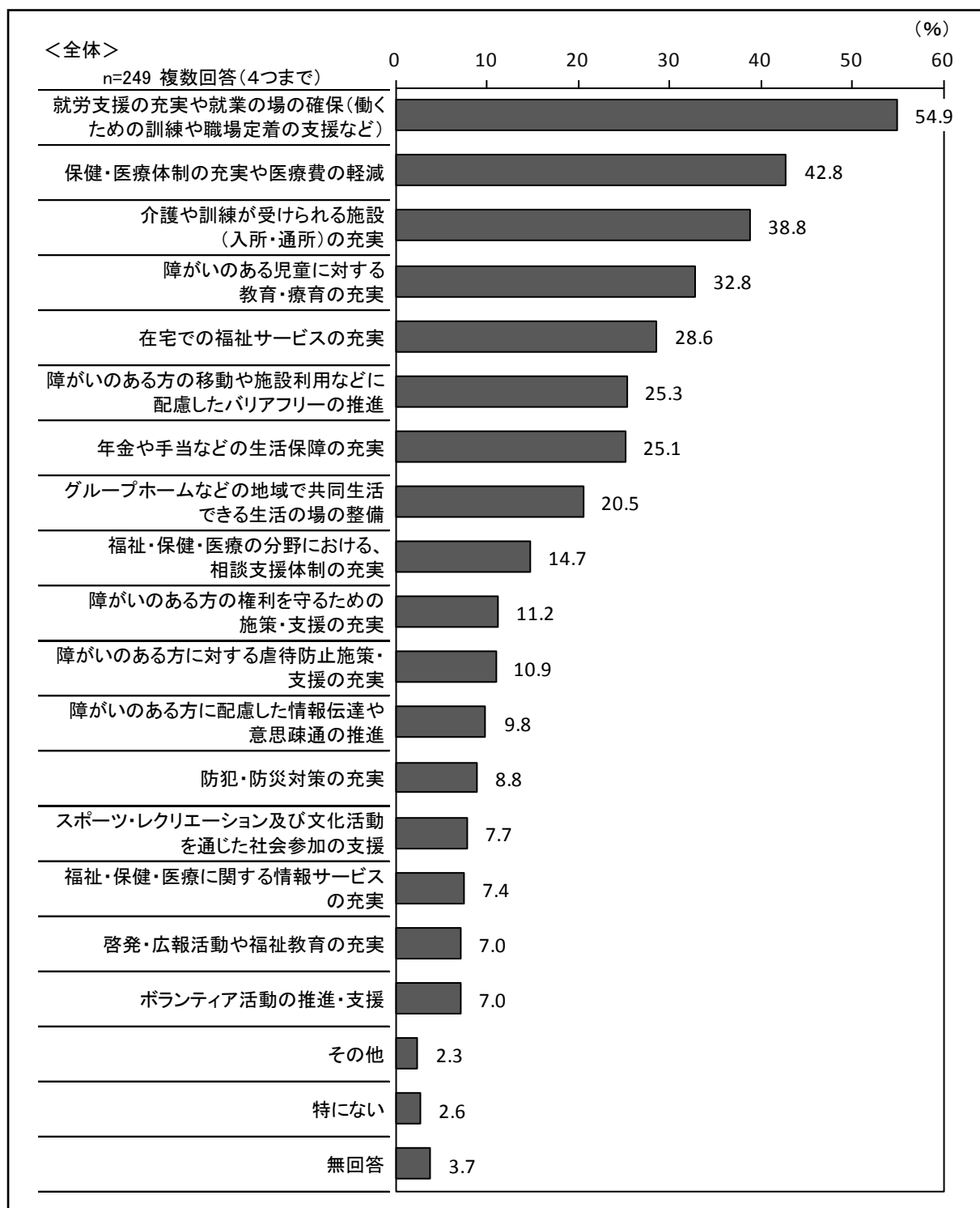
■ アンケート（一般市民）調査：障がい福祉への関心



## 4 市民が考える充実の必要がある障がい福祉施策

市民が充実させる必要があると考える福祉施策は、「就労支援の充実や就業の場の確保（働くための訓練や職場定着の支援など）」が54.9%と最も多く、次いで「保健・医療体制の充実や医療費の軽減（42.8%）」、「介護や訓練が受けられる施設（入所・通所）の充実（38.8%）」、「障がいのある子どもに対する教育・療育の充実（32.8%）」となっています。

## ■ アンケート（一般市民）調査：市民が考える充実の必要がある障がい福祉施策



### 第3 障がい者団体ヒアリングからの主な意見・課題

障がい者団体ヒアリングの調査結果は以下のとおりです。

団体の活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各団体においては、新規会員の確保に課題を抱えており、会員の高齢化や活動への影響も懸念されています。</li> </ul>
障がいのある人への理解、交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいや障がいのある人への理解については、交流機会の拡充や啓発活動の充実が期待されています。</li> <li>● 特に幼少期からの取組が大切であるという指摘が多くあがっています。「ふれあい広場」についても、様々な市民の参加につながるような工夫が求められており、スポーツ・レクリエーションをはじめとする各種イベント等を通じた交流を期待する意見もあがっています。</li> <li>● 市民とのコミュニケーションを求める意見も多く、手話に対する理解や筆記の利用など、コミュニケーション手段の充実が期待されています。</li> </ul>
情報について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報については、情報漏れが生じないような関係機関との連携体制や、スピード感、分かりやすさなどが求められています。</li> </ul>
生活支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援については、介護者の高齢化等が進む中、グループホーム等の居住の場の整備、重度障がい者の入所施設の整備等が求められています。</li> </ul>
保健・医療について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人を診てくれる医療機関が分からないため、情報提供が求められています。</li> </ul>
療育・教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療育支援体制の更なる充実や特別支援学級の全校設置等を求める意見が多くあがっています。</li> <li>● 障がいのある子どもとない子どもとの交流機会の充実を求める意見も多くあがっています。</li> </ul>
安全・安心について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難生活に不安を感じる意見が多く、避難の方法や情報の発信のあり方、救援物資の提供方法など、具体的な対応策についての検討が求められています。</li> </ul>
生活環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の整備や、交通手段の充実を求める意見が多くあがっています。</li> </ul>
不当な差別等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人に対する理解不足、嫌がらせやいじめなど、依然として差別があるため、障がいや障がいのある人への理解の促進、差別解消の推進を求める意見が多くあがっています。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者団体と行政との連携による取組などを求められています。</li> </ul>



#### 第4 相談支援事業者等からの意見・課題

---

本市をサービス対象地域としている障害福祉サービスの事業者及び現場スタッフを対象とした調査を行っており、調査結果は以下のとおりです。

- 相談支援事業者は、現行の制度の下では、人員的、経営的な負担があり、特に、小さな事業者では、困難事例への対応などが難しく、近隣市町との連携も含め、事業者間の連携、情報の共有化、研修の充実などが求められています。
- 障がい者施策については、グループホームなど市内の社会資源の不足を感じている様子がうかがえます。
- 現場のスタッフからは、社会資源に限られる中で、移動支援の複数人の利用など、柔軟性のあるサービスの利用条件の見直しや、「ふれあい広場」の改善も含めた一般市民との交流の充実、社会資源の整備の必要性などについて意見があがっています。

## 第3章 課題の整理

### 第1 課題の整理

本計画の策定にあたっては、国の法制度や統計情報、アンケート調査等から、以下のとおり課題を整理し、踏まえていく必要があります。

#### 1 法制度の動向

平成28年に施行された障害者差別解消法では、共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとされています。

平成28年に施行された障害者雇用促進法では、差別の禁止・合理的な配慮の義務に関する記述が加わり、法定雇用率は精神障がい者も対象となり、平成30年以降は法定雇用率も上がります。

平成30年に施行予定の改正障害者総合支援法では、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるようにするため、一人暮らしへの準備に向けた支援や、就労に伴う課題への相談支援が盛り込まれています。

#### 2 統計及びアンケート

##### (1) 家庭環境、社会環境の変化

統計情報からは、高齢社会の進行や世帯の少人数化が進んでいる状況がうかがえます。また、障害者手帳の交付数は人口の増加を上回るペースで増えており、障がいのある人を支える家族の介護負担や一人暮らしへの対応、地域社会における支援のあり方など、社会変化に応じた障がい者施策の検討が必要となっています。

##### (2) 障がいのある子どもへの支援体制の充実

アンケート調査では、将来の生活に不安を感じている人が18歳未満で多くみられます。障がいのある子どもへの更なる支援充実に向けて、関係機関の連携強化を図り、取り組んでいく必要があります。

##### (3) 不安を軽減し、効果的な支援につながる相談体制の充実

アンケート調査では、多くの障がいのある人が様々な不安を抱えている様子が見られます。事業者や関係機関、障がい者団体等からの意見では、相談体制は整備されつつあるものの、相談内容が複数の分野にわたり、解決が困難なケースもあると指摘されています。障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後のことなどを踏まえ、地域における相談体制の充実を図る必要があります。

空白

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 第1 基本理念

本計画は、障がいのあるなしに関わらず、市民誰もが人格と個性を尊重し合い、やさしさとあたたかさの中で障がいのある人の自立と社会参加を推進する共生社会の実現を目指し、基本理念を「障がいのある人もない人も、お互いに尊重し支え合う、やさしさとあたたかさに包まれた共生のまち ふじみ野」とします。

この基本理念に基づき、次の5つの分野に区分して基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめています。

#### 基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに尊重し支え合う、  
やさしさとあたたかさに包まれた  
共生のまち ふじみ野

##### 基本目標1

差別の解消及び  
権利擁護の推進

尊重し合う

##### 基本目標2

地域での暮らしを支  
える生活支援の充実

支える

##### 基本目標3

障がい児  
支援の充実

育む

##### 基本目標4

社会参加の拡充

つながり合う

##### 基本目標5

安全・安心で暮らし  
やすいまちづくり

共に築く

## 第2 基本目標

### 1 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、市自らが差別解消に向けて取り組むとともに、市民の理解と協力が得られるような相互理解や啓発活動の充実、権利擁護の推進、意思疎通支援の向上などに取り組めます。

### 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実、地域福祉活動の促進、保健・医療の充実などを図りながら、地域生活支援拠点の整備について検討するなど、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

### 3 障がい児支援の充実

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流機会や共に学ぶ機会の拡充を図りながら、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学べる共生社会の形成につながる環境づくりを目指します。

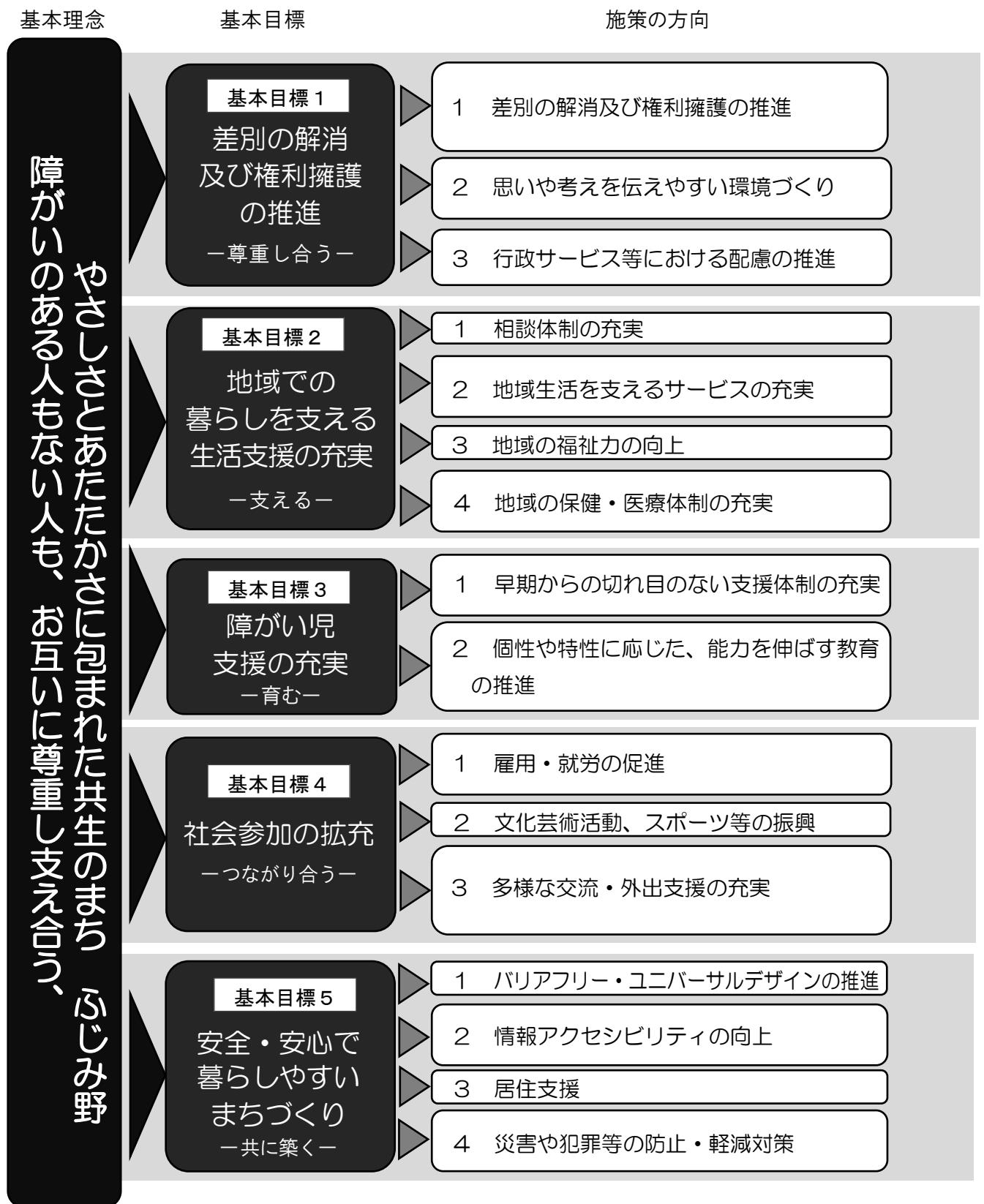
### 4 社会参加の拡充

障がいのある人の多様な社会活動への参加促進を図るため、雇用・就労支援や文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の振興、移動支援の充実などに取り組めます。

### 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組めます。

第3 施策の体系



取組

- (1) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (2) 相互理解・啓発活動の推進
- (3) 虐待の防止

- (1) 手話言語条例の周知
- (2) 意思疎通支援の充実

- (1) 行政サービスの向上
- (2) まちづくりへの参加促進

- (1) 相談体制の充実

- (1) 障害福祉サービス等の充実
- (2) 経済的支援の充実

- (1) 地域の福祉力の向上

- (1) こころとからだの健康づくりの推進
- (2) 医療・リハビリの充実

- (1) 障がい児の支援体制の充実
- (2) 早期療育、保育・教育支援の充実

- (1) 教育相談・進路指導の充実
- (2) 特別支援教育の推進
- (3) インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備

- (1) 就労支援・定着支援の機能充実
- (2) 福祉的就労の充実

- (1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

- (1) 交流機会の充実
- (2) 当事者間の交流・ネットワークの充実
- (3) 移動支援の充実

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- (1) 情報を利用しやすい環境づくり
- (2) 情報内容の充実

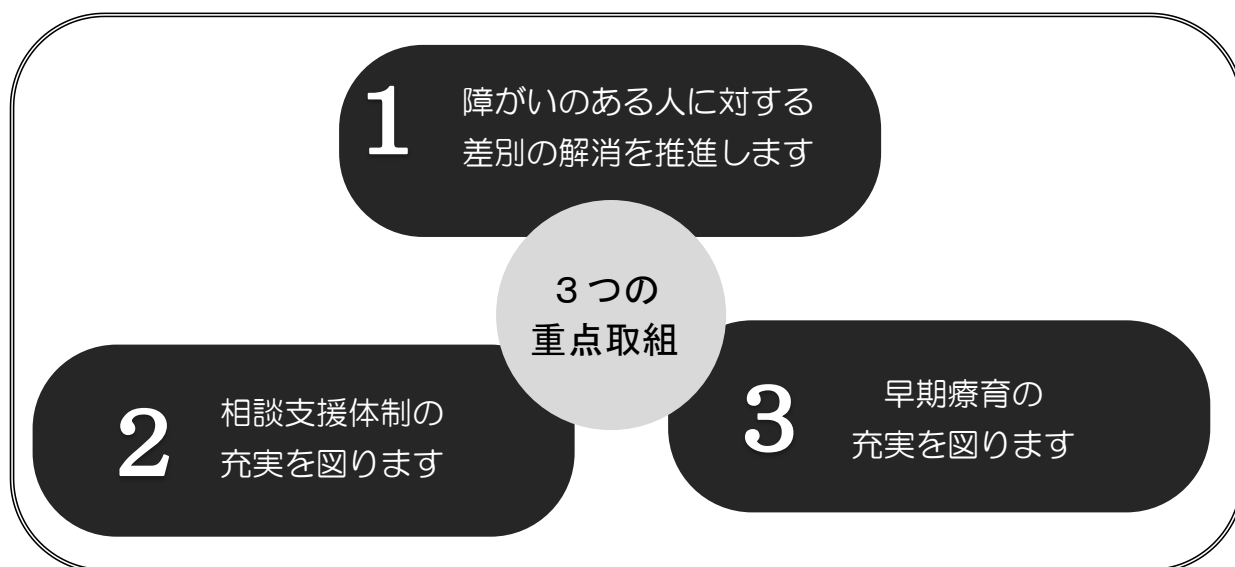
- (1) 居住の場の確保

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

## 第4 重点的な取組

障がい者施策については、差別解消に向けた取組や自立に向けた支援の充実、社会参加の拡充等、多岐にわたる分野での様々な取組を展開していく必要があります。

本計画では、「第3章 課題の整理」の内容を踏まえ、施策の体系に掲げる取組の中から特に重点的に取り組むべき課題を3項目に絞り、本計画における重点取組とします。





## 重点取組

## 1

## 障がいのある人に対する差別の解消を推進します

アンケート調査では、障害者差別解消法について十分に認知されていない状況がうかがえます。障がい者団体のヒアリング調査や地域自立支援協議会の部会でも、差別や偏見に関する問題を抱えている状況がうかがえます。

障害者差別解消法では、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組が求められています。

そのため、障害者差別解消法の周知徹底を図り、社会全体での社会的障壁の解消に向けた取組が普及するように取り組みます。

## 関連する主な施策

- 施策 No1 障害者差別解消法の浸透
- 施策 No3 啓発活動の推進

## 成果指標

市全体での差別解消に向けた取組を推進するため、アンケート調査による障害者差別解消法の認知度の向上を成果指標とします。

指標	現状 H28 年度	目標 H32 年度
市民の障害者差別解消法の認知度 [アンケート（一般市民）調査より]	45.3%	65.0%

重点取組

2

相談支援体制の充実を図ります

アンケート調査では、住みよくなるために必要な施策として、相談体制の充実は3割台半ばと高いニーズを示しています。

一方、相談支援事業者等からは、人員確保、研修の開催、困難事例の解決の難しさに関する意見や、経営の厳しさに関する意見等が多くあがっています。

相談支援は、障がい者本人の抱える問題を包括的に支援していくため、継続的なコーディネートが求められています。また、障がいのある人への支援が向上するように、地域の新たな支援体制の構築に向けた働きかけを行うことも期待されています。

そのため、障がい者相談支援センターと障害者就労支援センターの機能を統合し、相談支援事業の機能強化に努めます。また、関係機関との情報共有やネットワーク体制の整備など包括的な相談支援体制の構築を図ります。

関連する主な施策

- 施策 No16 切れ目のない相談支援が行える体制の確立
- 施策 No17 相談支援事業の機能強化

成果指標

障がいのある人の地域生活を支援するため、幅広い対応及び支援を行う障がい者相談支援センターにおける相談件数の向上を成果指標とします。

指標	現状 H27 年度	目標 H32 年度
障がい者相談支援センターにおける相談件数	1, 053件	1, 920件

## 重点取組

## 3

## 早期療育の充実を図ります

アンケート調査では、18歳未満は7割弱が将来の生活に不安を感じており、求める情報やサービス事業も将来を見据えた内容のものが多くみられます。また、障がいのある子どもを育てる保護者の中には、不安やストレス等から虐待につながってしまうケースもあるようです。

児童期は、年齢によって関わる機関が異なり、また、保護者等のニーズと子ども自身のニーズが混在する場合があります。そのため、ライフステージのつながりを重視し、それぞれの子どもの特性やニーズ、発達課題に応じた療育や発達の支援を、保護者等の指導支援も含めて総合的に提供されることが求められます。

そのため、早期の段階から長期的な視点に立って一貫した的確な支援に努めます。また、児童発育・発達支援センターの機能強化を図るとともに、療育ネットワーク基盤の充実を目指します。

## 関連する主な施策

- 施策 No31 障がい児の支援体制の充実
- 施策 No33 療育・教育相談事業の充実

## 成果指標

障がいのある子どもの療育相談支援の充実を図るため、中核施設となる児童発育・発達支援センター利用者の不安解消度の向上を成果指標とします。

指標	現状 H27 年度	目標 H32 年度
児童発育・発達支援センター利用者の不安解消度 [施設利用者アンケート調査より]	—	80.0%

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 差別の解消及び権利擁護の推進 - 尊重し合う -

#### 1 差別の解消及び権利擁護の推進

##### 施策の方向<sup>1</sup>

##### 差別の解消及び 権利擁護の推進

人格や個性の尊重のために

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

(2) 相互理解・啓発活動の推進

(3) 虐待の防止

#### 》》 現状と課題 《《

市内の小中学校では、社会福祉協議会との連携により、「福祉体験学習」や「福祉講演会」を実施しています。各公民館においても、障がいのある人に対する理解の促進や交流機会の創出を図るため、講座を開催しています。

しかし、アンケート調査では、障がいがあることでいやな思いや経験をしたことが「ある」という回答が全体では約3割を占め、市民の障がいや障がいのある人に対する理解も十分であるとはいえない状況です。相談機関等からの報告でも、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。

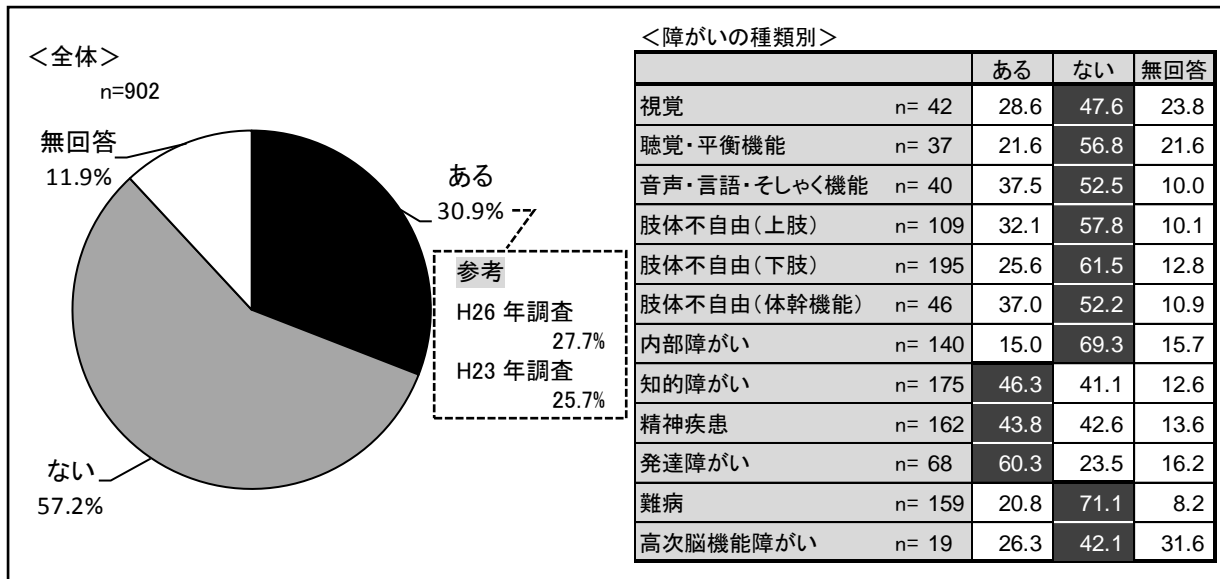
そのため、障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるように、相互理解や啓発活動等を継続的に取り組んでいく必要があります。

また、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、成年後見制度利用支援や虐待防止対策に向けた取組を一層強化していく必要があります。

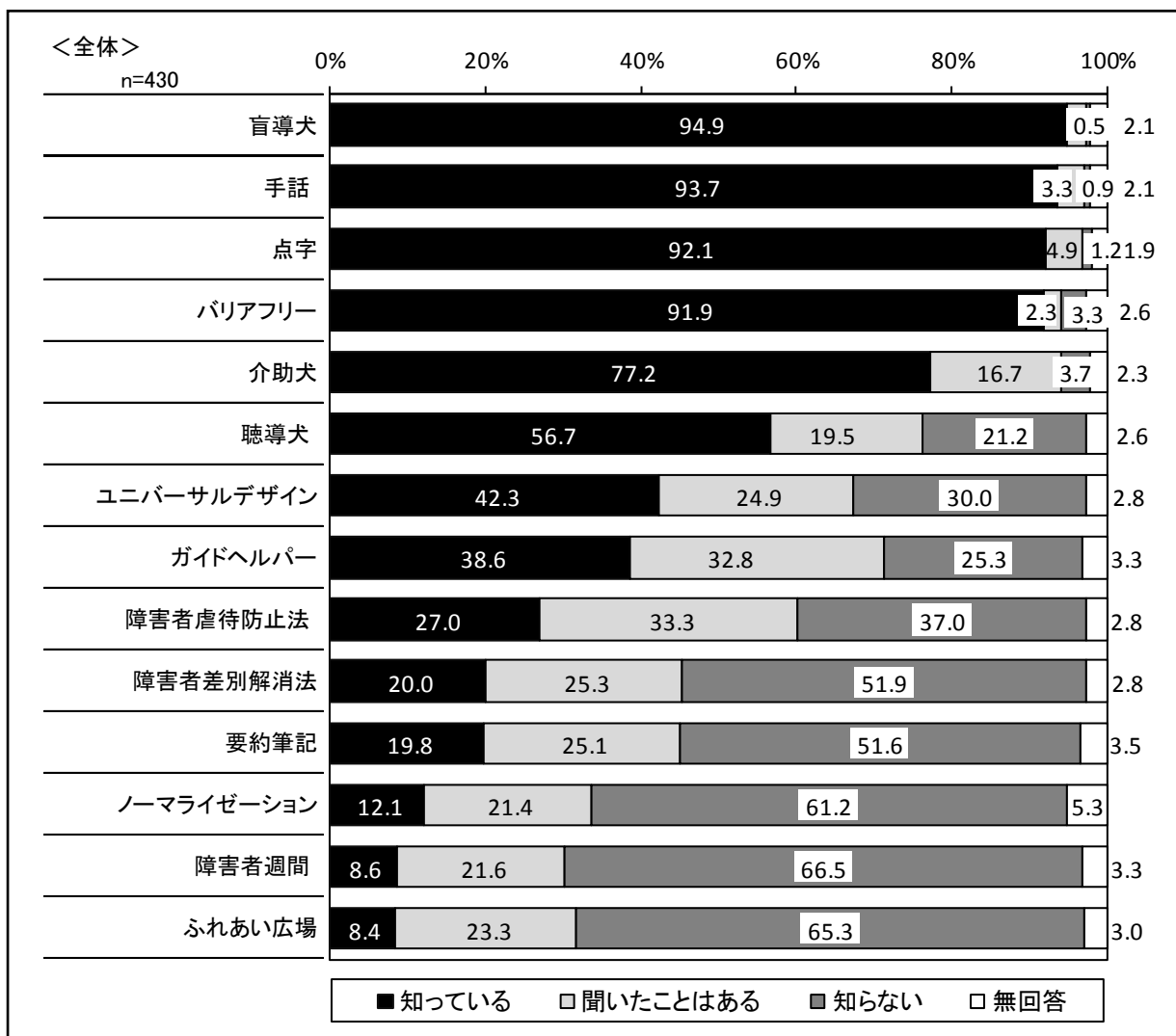
#### 》》 施策の方向 《《

- 障害のある人の人権を守り、差別の解消を推進します。
- 障害や障がいのある人への理解が深まるように、啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。

■ アンケート（障がい者）調査：障がいを理由にいやな思いをした経験



■ アンケート（一般市民）調査：障がいのある人に関連する言葉の周知



## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 差別の解消及び権利擁護の推進

#### (1) 差別の解消及び権利擁護の推進

施策No.	具体的な内容	担当課
1	<p><b>■障害者差別解消法の浸透【重点取組】</b></p> <p>障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政はもちろん企業や市民にも広く周知し、社会全体で障がいのある人の差別解消と合理的配慮の提供の取組が展開されるように努めます。</p> <p>また、福祉や教育、保健、医療分野など障がいのある人と接点の多い事業所や機関において、研修への参加を促進するとともに、障がいの種別や参加者の知識や経験等に応じた研修の開催など研修内容の充実に努めます。</p>	障がい福祉課
2	<p><b>■成年後見制度利用支援の促進</b></p> <p>判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度に関する相談や情報提供、申立てへの支援とともに、日常生活の自立に向けた支援を促進します。</p> <p>また、高齢化が進むことで利用の増加が考えられるため、市民後見人の養成などに努めます。</p>	障がい福祉課 高齢福祉課 市民総合相談室 [社会福祉協議会 <sup>*</sup> ]

<sup>\*</sup> 社会福祉協議会は民間団体ですが、地域福祉の推進を担う団体であり、本計画の推進においても重要なため、担当課欄に掲載することとします。

(2) 相互理解・啓発活動の推進

施策No.	具体的な内容	担当課
3	<p><b>■啓発活動の推進【重点取組】</b>                      ノーマライゼーション意識の普及と障がいのある人への理解が深まるよう、広報紙やホームページへの掲載、ふれあい広場などの啓発事業の実施、各種イベントや行事の活用など、様々な手法を用いて啓発活動を推進します。                      また、ふれあい広場においては、一般市民の参加拡大に努めるとともに、実行組織の見直しも検討します。</p>	障がい福祉課
4	<p><b>■相互理解の推進</b>                      障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、公民館講座等の充実を図るとともに参加拡充に努めます。                      児童・生徒に対しては、各小中学校における福祉体験学習等を推進します。また、特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒と一緒に学ぶことや行事等に参加する交流学習や、特別支援学校の児童・生徒が地域の学校で学ぶ機会を設ける支援籍学習を推進します。</p>	障がい福祉課 社会教育課 大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館 学校教育課 [社会福祉協議会]
5	<p><b>■障がいのある人に関するシンボルマークの周知</b>                      障がいのある人への理解や支援、コミュニケーションをとる一助となるように、障がいのある人に関するシンボルマークの周知に努めます。</p>	障がい福祉課

(3) 虐待の防止

施策No.	具体的な内容	担当課
6	<p><b>■虐待防止に向けた体制の整備</b>                      障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、権利擁護のために必要な情報提供や援助を行う相談支援体制の充実を図ります。                      また、虐待の防止や早期の対応につながるように、虐待に関する市民への正しい理解の普及に努めます。</p>	障がい福祉課 子育て支援課 高齢福祉課 福祉総合支援 チーム

2 思いや考えを伝えやすい環境づくり

施策の方向2  
思いや考えを  
伝えやすい環境づくり  
コミュニケーションの  
障壁を克服するために

(1) 手話言語条例の周知

(2) 意思疎通支援の充実

》》 現状と課題 《《

本市では平成28年12月に手話言語条例を制定し、手話という言語の普及に努めています。

また、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業や、補聴器などの情報・意思疎通支援用具などの給付を行っています。

障がい者団体ヒアリング調査では、多くの人とのコミュニケーションを求められており、また、緊急時などに周囲とのコミュニケーションがとりにくくなることに不安を感じている様子もアンケート調査（73頁参照）などからはうかがえます。

意思疎通を支援する手段は多様であることを踏まえ、障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるように、多様な方法を検討していく必要があります。

》》 施策の方向 《《

🌿 手話言語条例の周知徹底に努めます。

🌿 障がい特性に合わせた多様な意思疎通支援の推進を目指します。



(1) 手話言語条例の周知

施策No.	具体的な内容	担当課
7	<p>■手話言語条例の周知</p> <p>ふじみ野市手話言語条例について市民に周知し、手話という言語の普及及び障がいのある人とない人とのコミュニケーションの拡大を図ります。</p>	障がい福祉課

(2) 意思疎通支援の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
8	<p>■意思疎通支援事業の推進</p> <p>聴覚、言語機能、音声機能などの障がいがある人に対し、情報保障を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を推進し、意思疎通の円滑化を図ります。休日夜間等においても緊急時の対応や、人材確保のための養成研修の実施に努めます。</p> <p>また、意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、自己選択、自己決定に基づいた支援を推進します。</p>	障がい福祉課
9	<p>■コミュニケーション環境の向上</p> <p>コミュニケーション環境の向上を図るため、筆記用具の配置とともに、手話通訳者や要約筆記者等の配置が進むように、事業主や施設管理者への理解促進などに努めます。</p>	障がい福祉課

3 行政サービス等における配慮の推進

**施策の方向 3**

行政サービス等における配慮の推進

(1) 行政サービスの向上

(2) まちづくりへの参加促進

差別解消に率先して取り組むために

》》 現状と課題 《《

本市では、市職員の福祉意識の向上策に取り組むなど、行政サービスの向上に努めています。

しかし、アンケート調査では、行政サービスに関する要望も多く、団体ヒアリングの中でも、サービス利用手続き時の各窓口の連携のあり方や公共施設における案内表示等について、様々な指摘や要望があがっています。こうした意見は、障がいのあるなしに関わらず、市民全体へのサービス向上につながるため、改善に向けて取り組んでいく必要があります。

また、障がいのある人がまちづくりに参加する分野が現状では限られているため、行政サービス向上の視点で、参加分野の拡充も図っていく必要があります。

》》 施策の方向 《《

- ✿ 障がいのある人の差別の解消に率先して取り組む主体として、職員研修の充実やサービス提供体制の改善などにより行政サービスの向上に努めます。
- ✿ 障がいのある人のまちづくりへの参加分野の拡充等に努めます。

(1) 行政サービスの向上

施策No.	具体的な内容	担当課
10	<p><b>■職員等の理解促進</b></p> <p>新規採用職員を対象とした「障がい者体験研修」や希望する職員を対象とした「手話コミュニケーション研修」などを継続して実施し、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p> <p>また、障害者差別解消法の周知徹底を図るとともに、障がいの特性を理解し、障がいのある人に対して、より適切な対応が図れるように、「窓口における障がいのある方への配慮マニュアル」を活用した職員研修など、研修内容の充実に努めます。</p>	人事課 障がい福祉課

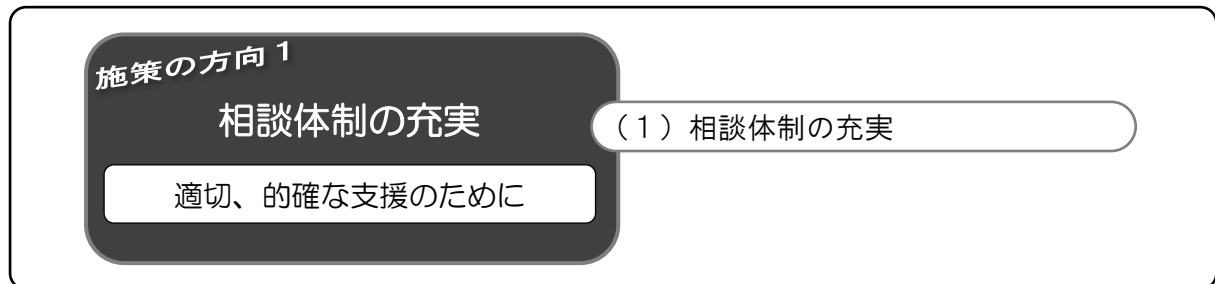
施策No.	具体的な内容	担当課
1 1	<p><b>■コミュニケーション環境や案内機能の向上</b> 手話のできる職員の見分けがつくような表示や、筆記用具の配置などにより、職員とのコミュニケーションがとりやすい環境改善に努めます。</p> <p>また、庁舎をはじめ、公共施設の施設内について、障がいのある人に配慮した、分かりやすい案内表示など利用環境の改善に努めます。</p>	障がい福祉課 資産管理課
1 2	<p><b>■窓口対応の充実</b> 各種相談やサービスの利用にあたって、利用者の視点に立って、必要とするサービスや手続きの主管が情報を共有して、利用者の負担軽減を図ります。</p> <p>また、記入用紙等においては、見やすさや分かりやすい用語の使用等に努めます。</p>	障がい福祉課 各窓口担当課

(2) まちづくりへの参加促進

施策No.	具体的な内容	担当課
1 3	<p><b>■まちづくりへの参加促進</b> まちづくりに関する様々な分野において、障がいのある人の意見や要望を聞くため懇談会の開催や、各種審議会等への参加促進を図り、行政施策への反映に努めます。</p> <p>特に、公共建築物の建設など、障がいのある人に直接的に関連する計画については、検討段階からの参加に努めます。</p> <p>また、障がいのある人が参加する場合には、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。</p>	経営戦略室 広報広聴課 都市計画課 建築課 道路課 各施設管理担当課
1 4	<p><b>■福祉施策検討への参加促進</b> 福祉分野における各種施策の実施に際して、障がいのある人やその家族等、関係者の声を的確に反映するため、市と当事者、関連団体など活発に意見交換ができる場の確保に努めます。</p> <p>また、地域自立支援協議会において、地域の実情に応じた障がいのある人への福祉施策の向上に向けて協議を進めます。</p>	障がい福祉課
1 5	<p><b>■選挙における配慮</b> 障がいのある人が自らの意思に基づき投票できるように、音声コード等による候補者情報の提供、投票所における障がいのある人の利用に配慮した投票設備や備品の準備、代理投票における応対など、様々な配慮に努めます。</p>	選挙管理委員会

## 基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実 －支える－

### 1 相談体制の充実



#### 》》現状と課題《《

本市は、障がい者相談支援センターについて、複数の法人と契約するなど、相談支援体制の充実に努め、希望者には訪問相談の対応も行っています。

また、身近な相談窓口として、民生委員・児童委員の相談対応の向上を図る研修も実施しています。

アンケート調査では、相談先は多岐にわたりますが、障がい者相談支援センターの利用は1割を割り、相談先が「特にない」人も1割強います。また、相談先の満足度は約7割に上りますが、相談事が解決できない、明確な回答がないといった理由で不満を感じている人もいます。

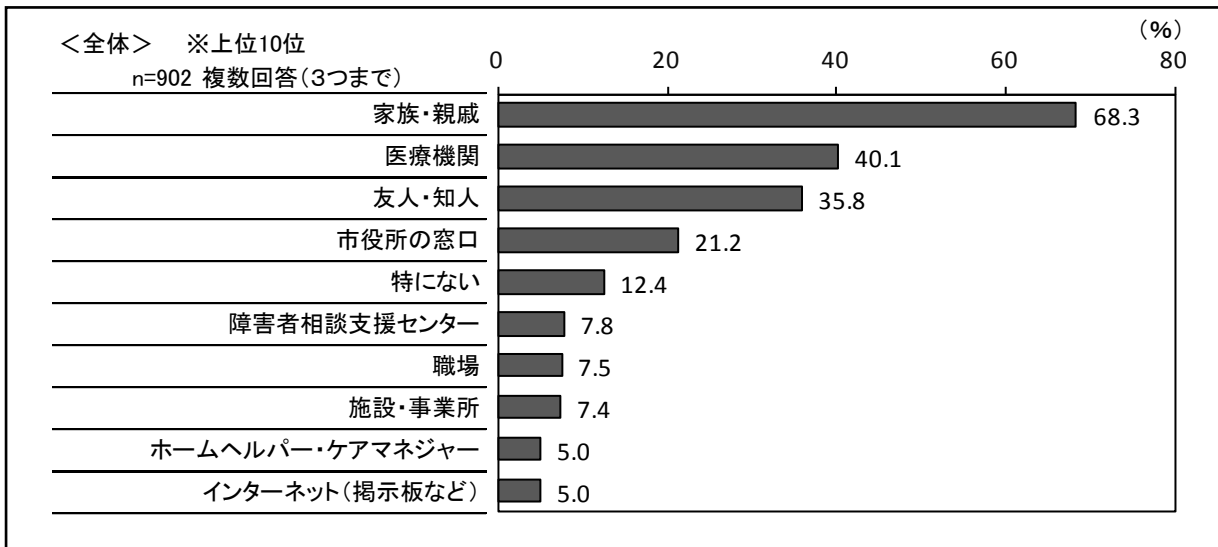
相談先がないために一人で問題や悩みを抱え込んでしまうことがないように、また、不安や負担、不満の軽減を図れるように、障がいのある人はもちろん、一般の市民にも相談窓口の周知に努めて専門機関の相談につなげられる環境をつくっていく必要があります。

また、職員の相談対応力の向上、関係機関との連携体制の強化により、問題の解決につながるような体制整備の充実に努める必要があります。

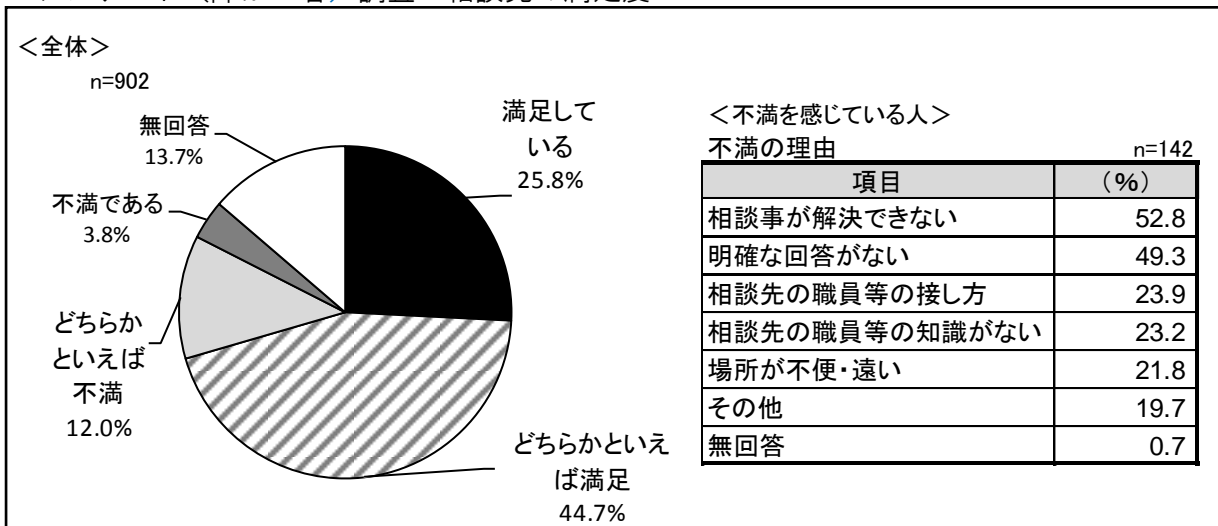
#### 》》施策の方向《《

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、総合的な相談支援が行える体制整備に努めます。

■ アンケート（障がい者）調査：相談先



■ アンケート（障がい者）調査：相談先の満足度



(1) 相談体制の充実

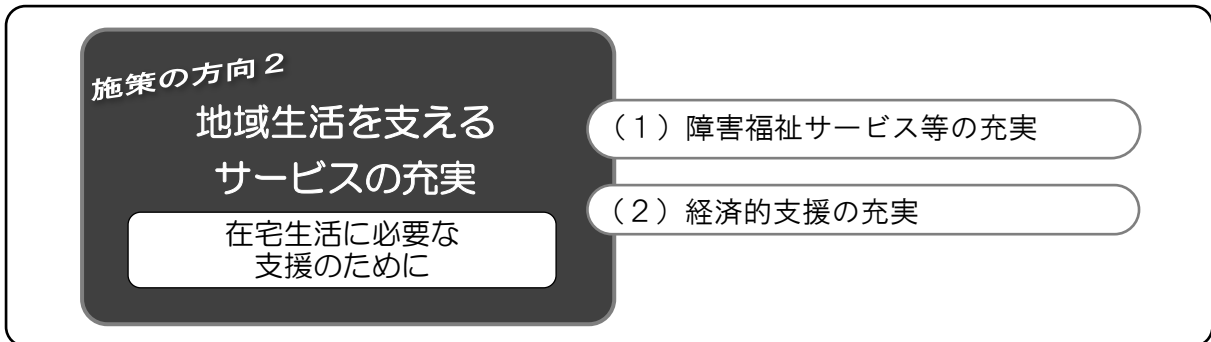
施策No.	具体的な内容	担当課
16	<p>■切れ目のない相談支援が行える体制の確立【重点取組】</p> <p>障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら関係部課の情報共有を図ります。</p> <p>また、様々な障がい者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有し、総合的な支援を進めます。</p> <p>さらに、相談機能の一層の向上に向け、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者やNPO、民生委員・児童委員等と緊密な連携を図り、相談支援のネットワークの構築に努めます。</p>	障がい福祉課

第5章 施策の展開

基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
17	<p><b>■相談支援事業の機能強化【重点取組】</b></p> <p>生活全般にわたる総合的な相談支援をワンストップで行えるように、障がい者相談支援センターと障害者就労支援センターの機能を統合し、相談支援事業の機能強化を図ります。</p> <p>また、支援を必要とする人の早期発見・早期支援につながるように、身近な相談窓口となる民生委員・児童委員等との連携強化や当事者が相談に応じる相談活動の支援など、多様な相談支援活動の推進を図ります。</p>	障がい福祉課 福祉課

## 2 地域生活を支えるサービスの充実



### 》》 現状と課題 《《

本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行等、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。

アンケート調査でも、障害福祉サービスの利用意向は、おおむね平成26年の調査結果を上回っています。介助者についても、高齢化に伴いの健康状態が悪化していくことが懸念されます。

そのため、社会資源を効果的に利用できる方法の検討や事業者の参入促進に向けた調査研究など、地域生活の支援体制の充実を図ることが大切です。

■アンケート(障がい者)調査 障害福祉サービスの利用希望

<全体>n=902 上位10位

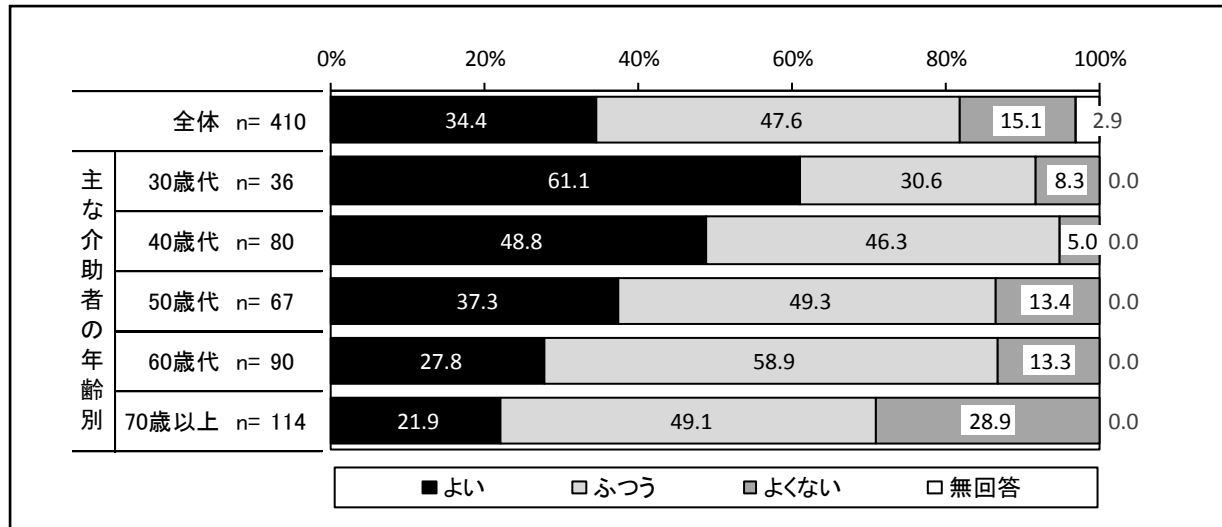
順位	障害福祉サービス	今回調査	H26年調査
1位	相談支援	24.7	14.2
2位	生活介護	17.7	15.7
3位	短期入所	16.6	14.3
4位	自立訓練	16.1	14.8
5位	就労以降支援	15.5	14.1
〃	就労継続支援	15.5	12.9
7位	居宅介護	18.3	18.1
8位	行動援護	14.9	14.9
9位	共同生活援助	14.3	13.8
10位	同行援護	14.0	14.8

※H26年調査を上回るものを網掛け

### 》》 施策の方向 《《

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及び拡充を目指します。
- 障がいのある人の経済的自立と、その家族の生活の安定を図ります。

■アンケート（障がい者）調査：介助者の年齢別の健康状態




(1) 障害福祉サービス等の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
18	<p><b>■障害福祉サービス等の充実</b></p> <p>障害福祉サービス等の提供により、障がいのある人の地域生活を支援します。</p> <p>サービスの提供にあたっては、日中活動の場の充実や事業者との連携強化を図るなど、質的・量的に充実したサービスの提供に努めます。</p> <p>また、一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに対する自立生活支援や、重度障がい者や医療的ケアが必要な障がい者に対する支援の充実に努めます。</p>	障がい福祉課
19	<p><b>■高齢障がい者への支援体制の構築</b></p> <p>高齢障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、関係課との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービス提供に向けた支援に努めます。また、障害福祉サービスや介護保険サービスを中心に、ボランティア等のインフォーマルなサービスも活用するなど、地域生活の支援体制の向上に努めます。</p>	障がい福祉課 高齢福祉課



(2) 経済的支援の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
20	<p><b>■経済的支援の充実</b> 各種手当の支給や補助、貸付制度等を行います。国や県の制度変更を踏まえながら適切な支援に努め、利用の促進を図ります。</p>	障がい福祉課 [社会福祉協議会]
21	<p><b>■公共料金等の減免及び税の控除・減免</b> 公共料金の減免制度や交通機関の旅客運賃割引制度、税制上の優遇措置などについて、「福祉のガイドブック」やホームページで情報提供を行います。</p>	障がい福祉課

 在宅福祉サービス、経済的支援について

■在宅福祉サービス		
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所
	居住系サービス	共同生活援助、施設入所支援
	相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
児童福祉法のサービス		児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援
地域生活支援事業		相談支援事業（障害者相談支援事業、住宅入居等支援事業）、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等
市独自サービス		配食サービス事業、紙おむつ給付、生活サポート事業、緊急時連絡システム事業
■経済的支援		
在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、難病患者見舞金、成年後見制度利用支援への助成、生活福祉資金貸付（県社協）、歳末見舞金（市社協）、埼玉県障害者福祉資金貸付（県社協）		

◎障害福祉サービス及び児童福祉法のサービス、地域生活支援事業についての詳細な内容や実績、数値目標等については、「障害福祉計画」において掲載します。

### 3 地域の福祉力の向上

施策の方向 4

地域の福祉力の向上

多様な支援を展開するために

(1) 地域の福祉力の向上

#### 》》 現状と課題 《《

本市では、障がいのある人が困っている時に気軽に声かけして助け合える「声かけ運動」や、地域の見守り活動、民生委員・児童委員等との連携により、障がいのある人が安心して生活するための活動の場や地域社会づくりに取り組んでいます。

また、社会福祉協議会と連携してボランティアの育成・支援に取り組んでいます。

アンケート調査では、障がいのある人の援助については、「援助したい」が多数を占め、平成 23 年調査を上回っていますが、ボランティア活動への参加意向は平成 23 年調査と同程度です。しかし、障がい福祉への関心が高い人ほど参加意向が高い傾向にあるため、障がい福祉への関心を高めていく必要があります。また、自治組織やボランティア、NPO 等の団体への活動支援、社会福祉協議会と連携したボランティアの育成や活動支援等に取り組んでいく必要があります。

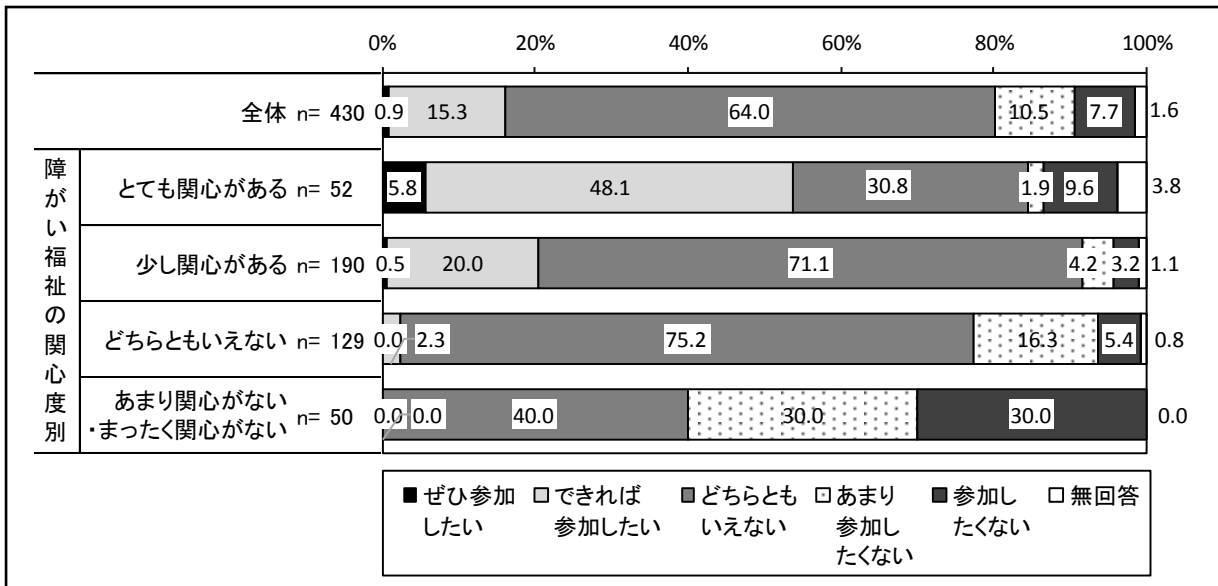
#### 》》 施策の方向 《《

社会福祉協議会、地域の福祉を担う民生委員・児童委員、最新の技術や知識のある大学等の教育機関と技術連携を行うことで、福祉連携体制を構築するとともに、多様な主体の参加による地域の支援体制の構築を目指します。

#### ■ アンケート（一般市民）調査：障がいのある人への援助について

		援助したい	積極的に援助したいと思う	困っていたら援助したいと思う	特に何も思わない	あまり関わりたくない	無回答
①身体障がい者	今回調査 n= 430	90.7	8.8	81.9	4.7	2.8	1.9
	H23年調査 n= 403	90.5	8.9	81.6	4.5	2.2	2.7
②知的障がい者	今回調査 n= 430	79.0	6.0	73.0	9.8	9.3	1.9
	H23年調査 n= 403	72.2	5.5	66.7	12.4	9.7	5.7
③精神障がい者	今回調査 n= 430	73.0	5.3	67.7	10.5	14.2	2.3
	H23年調査 n= 403	61.8	4.7	57.1	12.2	19.4	6.7
④難病患者	今回調査 n= 430	79.7	6.0	73.7	9.8	7.9	2.6

■アンケート（一般市民）調査：ボランティア参加意向



(1) 地域の福祉力の向上

施策No.	具体的な内容	担当課
2 2	<p>■地域社会の支援基盤の整備</p> <p>障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、社会福祉協議会と連携し、小地域福祉活動を通じた障がいのある人の地域生活支援の推進を図り、地域のネットワークの構築に努めます。</p> <p>また、ボランティア活動が活発になるように、障がい福祉に関する情報の発信や、ボランティア活動への支援、地域リーダー・ボランティアの育成等に努めます。</p>	障がい福祉課 協働推進課 [社会福祉協議会]
2 3	<p>■「声かけ運動」の推進</p> <p>障がいのある人が困っているときに、気軽に声をかける「声かけ運動」の全市的な展開を図るため、市民への周知に努めます。また、市職員は、「窓口における障がいのある方への配慮マニュアル」を活用しながら、率先して「声かけ運動」に取り組むように努めます。</p>	障がい福祉課 各担当課
2 4	<p>■ヘルプカードの普及</p> <p>援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いする「ヘルプカード」の普及に努めます。また、市民への周知やサポート体制の検討を行います。</p>	障がい福祉課
2 5	<p>■地域の福祉人材の育成・確保</p> <p>最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習の受入れや、市や市内施設等で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等の教育機関と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。</p>	障がい福祉課

#### 4 地域の保健・医療体制の充実

**施策の方向 4**

**地域の保健・  
医療体制の充実**

障がいの予防や  
療養生活等の向上ために

(1) ころとからだの健康づくりの推進

(2) 医療・リハビリの充実

#### 》》 現状と課題 《《

本市では、各種保健事業の実施を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防などに努めています。

アンケート調査では、健康について必要な支援として、「医師の指導」のニーズが最も多くなっています。また、医療機関の利用にあたっては、障害により困りごと異なる傾向がみられます。

そのため、保健所や近隣市町と連携した医療情報の収集や情報提供体制の強化などを行う必要があります。

■アンケート(障がい者)調査  
健康に必要な支援

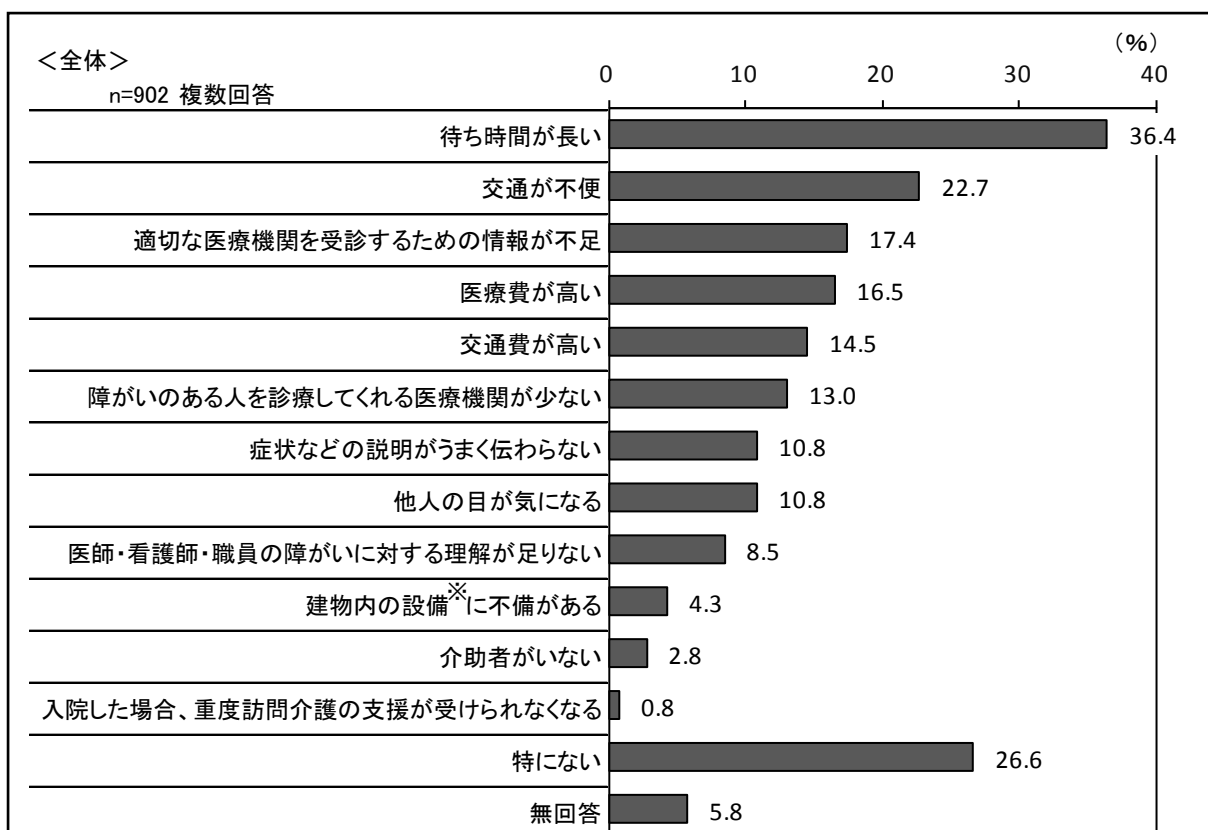
<全体>n=902 上位10位

順位	障害福祉サービス	%
1位	医師の指導	45.6
2位	リハビリ施設の充実	15.9
3位	運動施設の充実	15.1
4位	個別相談	13.2
5位	健康に関する教室や講座の開催	6.5

#### 》》 施策の方向 《《

- 🌿 障がいのある人の健康保持のため、ころとからだの健康づくりを推進します。
- 🌿 障がいのある人が安心して医療機関で受診できるように、保健所、医師会、歯科医師会、関係機関、近隣市町と協力しながら、保健・医療体制の充実に努めます。

■ アンケート（障がい者）調査：医療機関の利用で困ること



※トイレ、移動設備、案内など

<障がい種別>

身体障がい n=415			知的障がい n=185		
順位	理由	割合 (%)	順位	理由	割合 (%)
1位	待ち時間が長い	34.5	1位	待ち時間が長い	38.4
2位	特になし	31.3	2位	障がい者を診療してくれる医療機関が少ない	33.5
3位	交通が不便	23.6	3位	適切な医療機関を受診するための情報が不足	25.9
精神障がい n=153			難病患者 n=169		
順位	理由	割合 (%)	順位	理由	割合 (%)
1位	待ち時間が長い	36.6	1位	待ち時間が長い	43.2
2位	適切な医療機関を受診するための情報が不足	28.8	2位	医療費が高い	30.8
3位	交通が不便	27.5	3位	交通が不便	29.6

## (1) こころとからだの健康づくりの推進

施策No.	具体的な内容	担当課
26	<p><b>■こころとからだの健康づくりの推進</b></p> <p>病気についての正しい知識の普及や自ら健康づくりに努められるように、各種講座、元気健康フェア、元気・健康マイレージ事業等を推進します。また、健康に関する各種相談事業や健康教育を実施します。</p> <p>事業の実施にあたっては、障がいの特性に配慮し、障がいのある人が利用しやすくなるように体制整備を図ります。</p>	障がい福祉課 保健センター 文化・スポーツ 振興課
27	<p><b>■精神保健の啓発</b></p> <p>地域の精神保健関係機関からなる精神保健福祉連絡会の開催などを通して、精神障がいへの理解を深めるとともに、地域住民の精神保健の維持・向上に努めます。</p> <p>また、精神障がいに含まれる発達障がいや高次脳機能障がいに対する理解を促進するため、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。</p>	障がい福祉課 保健センター

## (2) 医療・リハビリの充実

施策No.	具体的な内容	担当課
28	<p><b>■医療環境の向上</b></p> <p>医療従事者の障がいのある人に対する理解促進や意思疎通支援の充実など、受診環境の充実に向けて、関係機関と連携して検討します。</p> <p>また、医師会、保健所及び近隣市町と連携し、医療機関の情報把握、情報提供のあり方について検討します。</p> <p>緊急時の医療体制についても、医師会や埼玉県等の関係機関と連携し、速やかな対応が行われるよう、救急医療体制の充実を図ります。</p>	障がい福祉課 保健センター
29	<p><b>■医療費の助成</b></p> <p>医療やリハビリテーションなどの医療費に関する負担を軽減するため、自立支援医療や重度心身障害児（者）医療費の助成などを行います。</p>	障がい福祉課
30	<p><b>■難病患者支援の充実</b></p> <p>保健所等の専門機関との連携や指導を求めながら、難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、取組を検討します。</p>	障がい福祉課 保健センター

## 基本目標3 障がい児支援の充実 -育む-

### 1 早期からの切れ目のない支援体制の充実

**施策の方向<sup>1</sup>**

**早期からの切れ目のない支援体制の充実**

子どもの権利を尊重し、  
子どもの育ちを支えるために

(1) 障がい児の支援体制の充実

(2) 早期療育、保育・教育支援の充実

#### 》》 現状と課題 《《

本市では、児童発育・発達支援センターを中核とし、関係機関と連携して地域の療育支援体制の充実に取り組んでいます。

アンケート調査では、18歳未満は保護者の回答が多いこともあり、将来の生活や介助者がいなくなることなど、先々における不安や心配を抱えている様子がうかがえます。また、様々な負担や不安、ストレス等が積み重なることで、虐待につながるおそれもあります。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりの個性や特性を生かしながら将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

■ アンケート（障がい者）調査  
：不安や心配を感じる事  
<年齢階層別>

順位	18歳未満 n=86	
1位	将来の生活のこと	67.4
2位	介助者がいなくなることへの対応	47.7
3位	収入や生計、財産の管理のこと	41.9
4位	緊急時における避難など	38.4
5位	自分の病気や障がいが悪化すること	37.2

#### 》》 施策の方向 《《

- 関係機関との連携により、障がいのある子どもの支援体制の強化を図ります。
- 適切な発育・発達支援につなげられるように、疾病や障がいの早期発見、早期療育、相談体制の強化等に努めます。

## 第5章 施策の展開

### 基本目標3 障がい児支援の充実

#### (1) 障がい児の支援体制の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
3 1	<p><b>■障がい児の支援体制の充実【重点取組】</b></p> <p>障がいの発見からその後の支援機関への継続的な切れ目のない支援を行うため、子育て支援課、保育所（園）等、保健センター、学校教育課などの関係部課からなる療育ネットワークを構築し、連携強化を図ります。</p> <p>また、早期発見・早期療育を推進するため、児童発育・発達支援センターの機能充実に努めます。</p>	障がい福祉課 子育て支援課 保健センター 学校教育課

#### (2) 早期療育、保育・教育支援の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
3 2	<p><b>■疾病や障がいの早期発見、早期療育の推進</b></p> <p>疾病や障がいの早期発見、早期療育のため、妊産婦訪問、乳幼児訪問、乳幼児健診等を実施します。また、保健・福祉・医療等の関係部課、関係機関の連携を強化し、専門的な相談や適切な専門機関の紹介等を行います。</p>	保健センター 障がい福祉課
3 3	<p><b>■療育・教育相談事業の充実【重点取組】</b></p> <p>児童発育・発達支援センターを中核とした療育・教育相談事業の充実を図ります。特に相談の多い、ことばの発達や発音の不明瞭さに心配のある子どもや保護者に対して、言語訓練及び言語相談の支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、教育相談室との連携を強化し、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行います。</p>	障がい福祉課 学校教育課
3 4	<p><b>■障がい児の保育・教育の推進</b></p> <p>障がいのある子どもの保育所（園）への入所（園）の際には、保護者に対する相談、助言、情報提供等の支援を行うとともに、保育所（園）との情報共有に努めます。</p> <p>また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で発達状況に応じた保育・教育を受けられるように、学識経験者等による障がい児巡回指導、巡回相談を行い受入れ体制への支援や援助方法等に関する研修の充実を図り、インクルーシブな保育・教育環境の実現を目指します。</p>	障がい福祉課 子育て支援課



施策No.	具体的な内容	担当課
35	<p><b>■子どもに関わる総合相談体制の確立</b>            妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」の整備を図ります。</p> <p>また、子育てふれあい広場、児童センター等の市内にある子育て拠点施設が連携して、定期的な会議を開催し、発育・発達に心配のある子どもへの対応や関わり方について情報共有等を行い、適切な支援が行えるよう、各施設職員の資質の向上に努めます。</p>	子育て支援課 保健センター
36	<p><b>■放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れ</b>            放課後児童クラブにおいて障がいのある児童にも配慮しながら、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の加配、資質向上に取り組みます。</p> <p>また、児童の増加に応じたスペースを確保するため、バリアフリーにも配慮した適正な増改築等を行います。</p>	子育て支援課

2 個性や特性に応じた、能力を伸ばす教育の推進

施策の方向<sup>2</sup>

個性や特性に応じた、  
能力を伸ばす教育の推進

学ぶ権利が保障され、  
学ぶ喜びを分かち合うために

(1) 教育相談・進路指導の充実

(2) 特別支援教育の推進

(3) インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備

》》 現状と課題 《《

本市では、特別支援学級や通級学級の整備に努めています。また、医師や専門家、保護者、関係機関と連携を図りながら、障害児就学支援委員会で障がいのある児童・生徒のための教育支援の向上に向けて審議を重ねています。

近年、特別支援学級のニーズが増加傾向にあること等を踏まえ、障がいのある児童の教育環境の場の充実を図っていく必要があります。

また、アンケート調査からは、就労に対する関心が高い様子がうかがえます。児童生徒の状況により、進路先は様々になりますが、卒業後

を見据えた教育支援や進路相談の更なる充実が図れるよう、関係機関との連携を強化して取り組んでいく必要があります。

■ 特別支援学級等の状況  
(平成24年度～28年度)

[特別支援学級]

小学校 6校      中学校 3校

[通級指導教室]

発達・情緒 2校      聴覚・言語 1校

<特別支援学級在籍者数>

(※各年度5月1日現在) (人)

年度	小学部	中学部	計
平成24年	44	25	69
平成25年	41	28	69
平成26年	45	26	71
平成27年	48	26	74
平成28年	52	23	75

》》 施策の方向 《《

- 🌿 本人の個性や障がいの特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、引き続き教育相談・進路相談の充実に努めます。
- 🌿 市内小中学校における特別支援学級の増設や教職員研修の充実に努めます。
- 🌿 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が拡充するように、インクルーシブ教育システム<sup>※5</sup>の構築に向けて取り組みます。

※5 インクルーシブ教育システム

人の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みのことで。そこでは、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、合理的配慮が提供されること等が必要とされています。

■特別支援学校等の状況（平成24年度～28年度）

〈特別支援学校在籍者数〉 (※各年度10月1日現在)						〈高等部の卒業者の進路〉				
学部	(人)					進路	(人)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学部	32	32	34	36	37	進学	0	0	0	1
中学部	21	20	25	18	17	就職	4	5	2	4
高等部	45	43	44	49	46	職業訓練施設	0	0	0	0
合計	98	95	103	103	100	就労移行支援	6	3	6	2
						就労継続支援B型	2	1	6	6
						生活介護	3	6	2	5
						心身障害者地域デイケア	1	0	0	0
						地域活動支援センター	1	0	0	0
						民間施設	0	0	0	0
						進路なし	1	0	0	0
						合計	18	15	16	18

資料：学校教育課

(1) 教育相談・進路指導の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
37	<p>■教育相談・進路指導の充実</p> <p>一人ひとりの能力や適性等に応じた教育ができるよう、市の障害児就学支援委員会や就学相談活動の実施など教育相談体制の向上を図ります。</p> <p>また、児童や保護者の意向を尊重し、通常学級、特別支援学級及び特別支援学校の就学選択ができるよう、安全・安心な教育活動の環境づくりと支援に努めます。</p> <p>さらに、卒業後の進路相談も充実するよう、ハローワークや障害者就労支援センター等との連携強化も図ります。</p>	<p>学校教育課</p> <p>障がい福祉課</p>

## 第5章 施策の展開

### 基本目標3 障がい児支援の充実

#### (2) 特別支援教育の推進

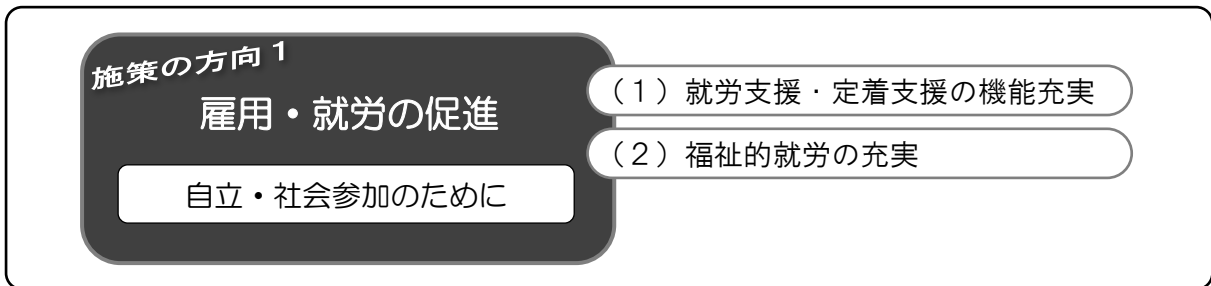
施策No.	具体的な内容	担当課
38	<p><b>■特別支援教育の推進</b></p> <p>障がいのある児童・生徒に対して、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学級でのきめ細かな指導等を行います。</p> <p>また、発達障がいに係る教育相談が増えており、適切な教育相談や就学相談ができるよう、特別支援教育コーディネーター研修や教育相談研修の充実、心理検査のできる臨床心理士の確保を図ります。</p>	学校教育課
39	<p><b>■特別支援学級等の増設</b></p> <p>市内全小中学校への設置を前提として、地域の特別支援学級を必要とする児童の実態について、保育所（園）や幼稚園、児童発育・発達支援センターなどからの情報収集や保護者のニーズの把握に努めます。</p>	学校教育課
40	<p><b>■教職員研修の充実</b></p> <p>児童・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた教育内容の充実を図るため、教育相談主任研修会や特別支援教育コーディネーター研修会などを実施し、教職員の知識と指導力の向上に努めます。</p> <p>また、発達障がいを持つ児童・生徒の増加や、家庭問題の複雑化・深刻化していることを踏まえ、より高度な教育相談の手法を学べるように、児童発育・発達支援センターとの連携を強化し情報共有を図るとともに、市内外の講師を招へいするなど、計画的・系統的に研修会を開催します。</p>	学校教育課

#### (3) インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備

施策No.	具体的な内容	担当課
41	<p><b>■共に学べる教育環境の整備</b></p> <p>障がいに対する理解や支援方法等の研修を実施するなど、受入れ体制の充実及び教育環境の整備を図り、インクルーシブ教育システムの実現を目指します。</p>	学校教育課

## 基本目標4 社会参加の拡充 ーつながり合うー

### 1 雇用・就労の促進



#### 》》現状と課題《《

本市では、障害者就労支援センターを中心に障がい者の就労支援体制は整備されつつありますが、就労の場の不足や離職者数が減少しないことなどが課題となっています。

アンケート調査では就労の希望は高く、18歳未満は8割強が就労を希望しており、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。国においても、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が含まれるようになることにより、障がいのある人の就業促進への取組が一層重要となっています。

そのため、企業側の視点に立った障がい者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けて取り組む必要があります。

また、就職後に発生する悩みや不安、不満などを一人で抱え込むことのないように、障害者就労支援センターの周知や体制整備を図る必要があります。

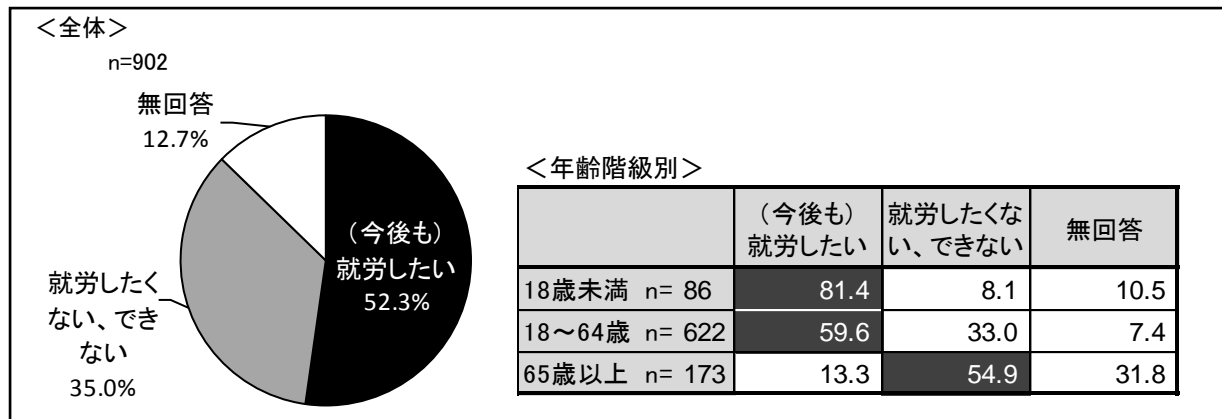
#### 》》施策の方向《《

✎ 障害者就労支援センターの機能強化を図り、総合的な就労支援や雇用拡大、職場定着支援に取り組みます。

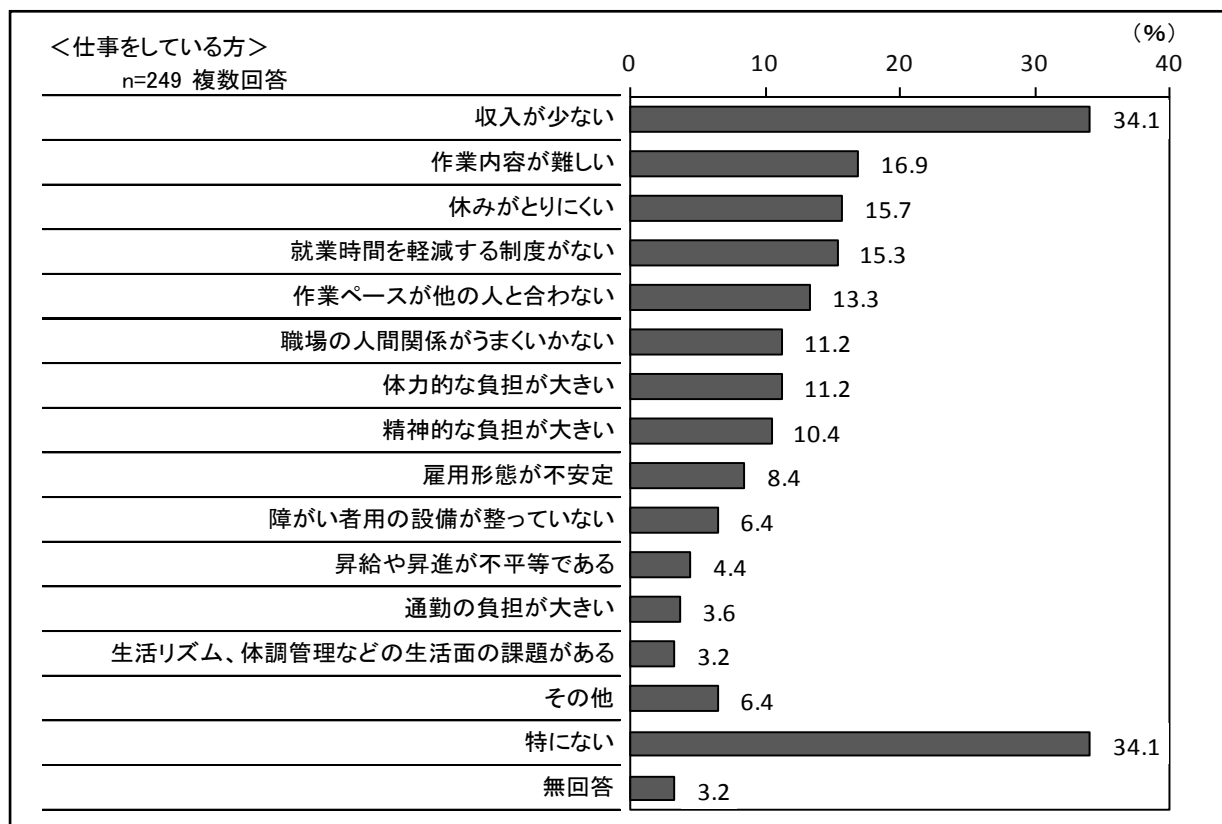
✎ 福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図ります。

第5章 施策の展開  
基本目標4 社会参加の拡充

■アンケート（障がい者）調査：就労意向



■アンケート（障がい者）調査：職場・仕事等に対する不安や不満



(1) 就労支援・定着支援の機能充実

施策No.	具体的な内容	担当課
4 2	<p>■就労支援事業の実施【重点取組】</p> <p>障害者就労支援センターに専門就労支援員を配置し、障がいのある人に職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等に取り組みます。</p> <p>また、就労支援を強化するため、地域自立支援協議会の就労部会を中心にハローワーク、埼玉県障害者雇用サポートセンター、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、就労移行支援事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの整備を図ります。</p>	<p>障がい福祉課</p> <p>産業振興課</p>

施策No.	具体的な内容	担当課
4 3	<p><b>■事業主への雇用の啓発</b> 障がい者雇用に関わる市内事業者に対して、ハローワークや障害者就労支援センターと連携し、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応訓練（短期）、職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用など、各種就業支援策についての案内を適切に行います。</p>	障がい福祉課
4 4	<p><b>■障がいの特性に合わせた多様な雇用パターンの開拓</b> 障がいの特性に合わせた多様な雇用パターンの開拓に向け、市内の障がい者雇用企業・事業所の調査を行います。 また、職場開拓等により、障がいの特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。</p>	障がい福祉課
4 5	<p><b>■市職員への雇用の促進</b> 市職員の雇用にあたっては法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。また、採用試験における配慮や、職場実習の受入れ等、障がいのある人の雇用拡大に努めます。</p>	人事課

(2) 福祉的就労の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
4 6	<p><b>■就労継続支援の推進</b> 一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会提供を通じて必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。また、福祉的就労の場の活動を支援します。</p>	障がい福祉課
4 7	<p><b>■優先調達推進【重点取組】</b> 障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 また、障害福祉サービス事業所で製作された製品の販売を促進するため、地域のイベントへの出品や交流機会の拡大を図ります。販路拡大に有効な支援策について検討します。</p>	障がい福祉課
4 8	<p><b>■喫茶室等の運営支援</b> 喫茶「歩歩」、喫茶「おおい」、ベーグルカフェ「にこまる」は障がいのある人の就労訓練の場等として貴重な社会資源であるため、継続的な支援を図ります。</p>	障がい福祉課

## 2 文化芸術活動、スポーツ等の振興

### 施策の方向<sup>2</sup>

#### 文化芸術活動、 スポーツ等の振興

生きがいづくり、  
交流づくりのために

#### (1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

#### 》》 現状と課題 《《

本市は、障がい者チャレンジスポーツ大会の開催や公民館事業開催時における手話通訳の実施、自主的活動を行うサークルに活動の場の提供などを行っています。

障がい者団体のヒアリング調査では、障がいのある人同士だけでなく、一般の市民との交流も図れるような文化芸術活動やスポーツ活動を期待する意見もあります。

文化芸術活動やスポーツ活動等、障がいのある人の余暇活動の向上という観点だけでなく、交流機会の創出にもつながるように取り組むことも大切です。

#### 》》 施策の方向 《《

🌿 文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。



(1) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策No.	具体的な内容	担当課
49	<p><b>■公民館事業の充実</b> 各種公民館事業の開催方法や講座内容、参加時におけるサポート体制など、障がいのある人が参加しやすい環境を整備し、参加の促進を図ります。</p>	大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
50	<p><b>■文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の振興</b> 障がいのある人が安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、関係部課や社会福祉施設等と連携し、指導者の確保・育成や活動の場の整備、大会の開催及び参加支援などを行います。文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して多様な人が出会う機会の提供と交流を促進します。 また、アーティストの派遣等、アウトリーチ事業のコーディネーターを活用し、文化芸術の鑑賞や体験事業を実施します。</p>	文化・スポーツ振興課
51	<p><b>■自主的活動への支援</b> 障がいのある人のサークル活動に対して、施設利用の支援や活動内容の周知、情報提供等を行うとともに、レクリエーション大会や作品展等の開催を支援します。</p>	障がい福祉課 協働推進課 文化・スポーツ振興課 大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
52	<p><b>■図書館サービスの充実</b> 障がいのある人が図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や録音図書、点字図書、字幕入DVD、その他の障がい用資料（マルチメディアデージー※6等）の郵送を含めた貸出しや活字文書読上げ装置の提供を行います。また、サービスについて周知し、利用促進を図ります。</p>	大井図書館 上福岡図書館

※6 マルチメディアデージー

文章を読み上げる音声を聞きながら、画面上で絵や写真を見ることができるデジタル図書です。

読み上げ部分がハイライトされるため、どこを読んでいるか、どう読んだらいいのかが聴覚及び視覚から理解しやすく、視覚障がい者の他に学習障がい、知的障がい、精神障がいのある人等にも有効であることが認められています。

3 多様な交流・外出支援の充実

施策の方向<sup>3</sup>  
多様な交流・  
外出支援の充実  
相互理解を広げ、  
深めていくために

- (1) 交流機会の充実
- (2) 当事者間の交流・ネットワークの充実
- (3) 移動支援の充実

》》 現状と課題 《《

本市では、イベント開催時に手話通訳者や要約筆記を派遣したり、福祉タクシー等により移動手段の充実を図ったりするなど、障がいのある人の多様な社会参加や交流活動の振興に努めています。

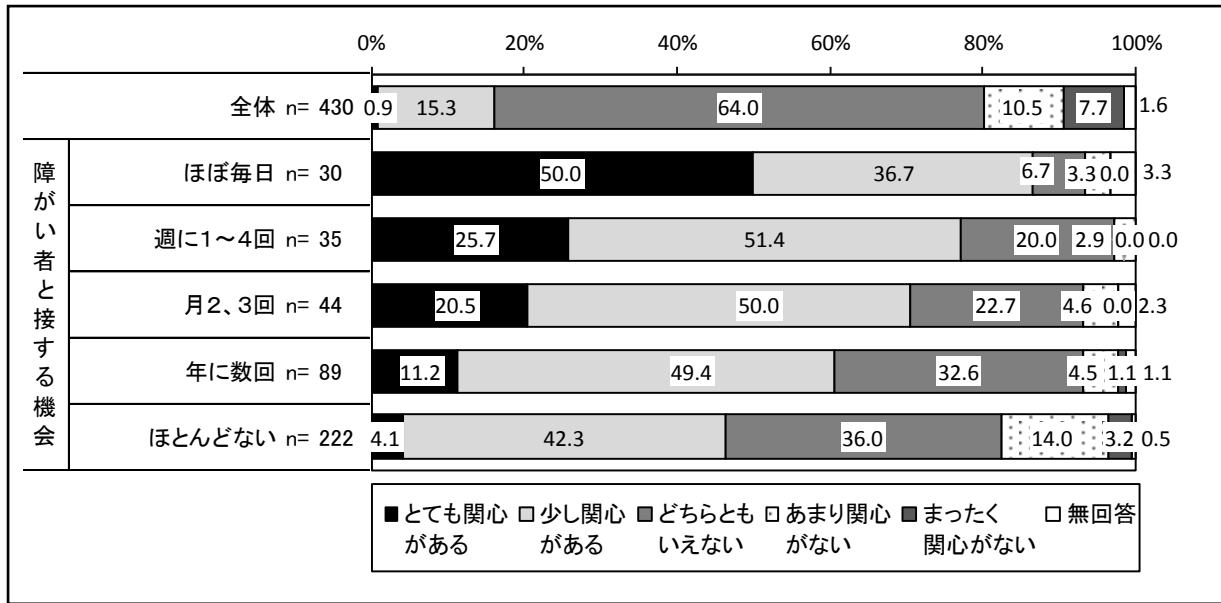
障がい者団体ヒアリング調査では、様々な市民との交流を求める様子が見られます。また、アンケート調査では、障がいのある人とふれ合う機会が多いほど、障がい福祉への関心が高く、さらに、障がい福祉に関心の高い人は、障がいのある人の支援にも積極的である様子が見られます。

そのため、障がいのある人が多くの市民との交流機会が得られ、地域とのつながりが深まるように支援していく必要があります。

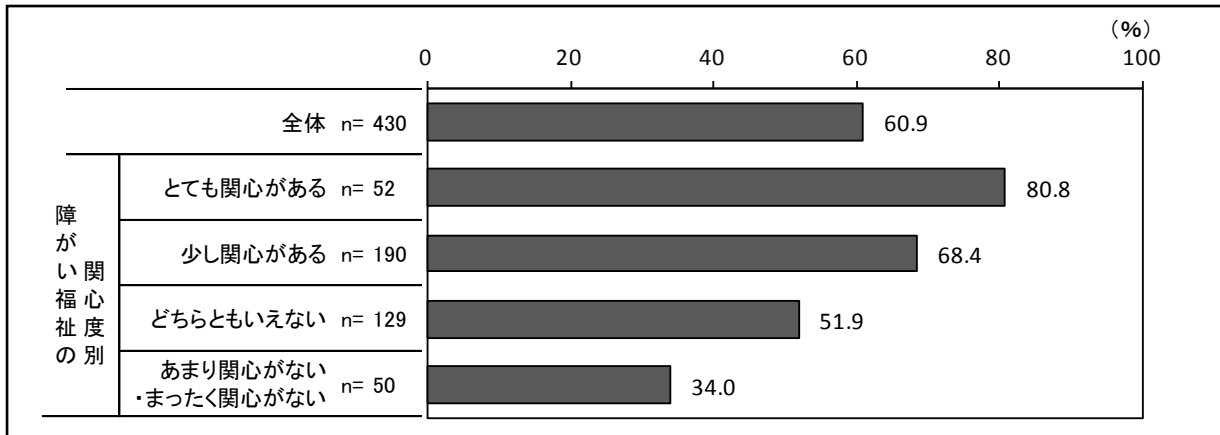
》》 施策の方向 《《

- 地域が多様な交流・つながりが深まるように、交流の場・機会の充実に努めます。
- 当事者団体の活動支援を行うとともに、市との協働の取組による展開等を図ります。
- 外出や余暇活動等の社会参加につながるよう、移動支援の充実に努めます。

■ アンケート（一般市民）調査：障がい福祉への関心



■ アンケート（一般市民）調査：障がいのある人に手助けした経験



(1) 交流機会の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
5 3	<p>■ 交流事業の充実</p> <p>公民館講座で、障がいのある人とボランティアスタッフなどが共に活動できる交流事業を推進します。また、事業の継続に向けて、ボランティアスタッフの確保、育成に努めます。</p>	大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館
5 4	<p>■ イベント等に参加しやすい環境づくり</p> <p>市が主催する各種イベントでは、障がいの特性に配慮したイベント情報の発信や、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、参加費の軽減等、障がいがある人が参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、障がいのある人を中心とする各種イベントにおいても、多くの市民が参加するように努めます。</p>	イベント担当課 障がい福祉課

## 第5章 施策の展開

### 基本目標4 社会参加の拡充

#### (2) 当事者間の交流・ネットワークの充実

施策No.	具体的な内容	担当課
55	<p><b>■障がい者団体等の活動への支援</b></p> <p>障がいのある人の積極的な社会参加や交流の促進を図るため、各団体の活動支援を図ります。また、福祉教育や「ふれあい広場」をはじめとする交流事業などへの協力要請を通じて、団体間のネットワークづくりを推進します。</p>	障がい福祉課

#### (3) 移動支援の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
56	<p><b>■移動手段の充実</b></p> <p>外出、余暇活動等の社会参加を支援するため、福祉タクシーの利用や自動車の利用等に関する各種助成を行います。</p> <p>また、一時的に車いすが必要な時に貸出しを行う事業を継続します。</p>	障がい福祉課 [社会福祉協議会] 高齢福祉課 地域福祉課
57	<p><b>■公共交通機関の整備促進</b></p> <p>市内循環ワゴンについては、障がいのある人の外出支援の一助となるように、障がいのある人の意見等を踏まえながら改善を図っていきます。</p> <p>また、路線バスにおけるノンステップバスの積極的な導入に向けた働きかけを引き続き行います。</p>	都市計画課

基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり -共に築く-

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策の方向<sup>1</sup>  
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

誰もが暮らしやすい環境となるために

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

》》 現状と課題 《《

本市では、誰もが安全に安心して利用できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めています。

しかし、アンケート調査や障がい者団体のヒアリング調査では、歩行中の危険や市民の利用マナーの問題等を指摘する意見もあがっています。また、障がいの特性により、感じるバリアも様々である様子がうかがえます。

バリアフリーやユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

■アンケート(障がい者調査)  
バリアフリー化を進めてほしいところ  
<全体>n=902 上位5位

順位	バリアフリー化を進めてほしいところ	%
1位	道路	43.7
2位	特になし	28.6
3位	公衆トイレ	25.4
4位	市役所	21.8
5位	公民館	12.0

》》 施策の方向 《《

障がいのあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及に努めます。

## 第5章 施策の展開

### 基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

#### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

施策No.	具体的な内容	担当課
58	<p><b>■人にやさしいまちづくりの啓発推進</b></p> <p>障がいのある人をはじめ、すべての人にやさしいまちを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例<sup>※7</sup>」について、周知・啓発に努めます。また、不特定多数の利用がある建築物、公共交通機関の施設等、公園、道路などの生活関連施設においては、更なる安全性が向上するように、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備の普及に努めます。あわせて、障がい者優先駐車場や多目的トイレ等の設置目的や利用マナーについて、周知に努めます。</p> <p>市役所や学校等の公共施設においても、障がいのある人の意見等を踏まえた整備に努めます。</p>	障がい福祉課 資産管理課 高齢福祉課 都市計画課 公園緑地課 建築課 道路課 各施設管理担当課

#### ※7 バリアフリー条例

正式名称「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」。

バリアフリー法（正式名称「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく条例で、銀行や店舗、ホテル、学校など多くの方が利用する建築物の出入り口や廊下、エレベーター、トイレなどの整備基準を定めたものです。

## 2 情報アクセシビリティの向上

施策の方向2  
**情報アクセシビリティの向上**

誰もが支障なく情報を  
利用できるようにするために

(1) 情報を利用しやすい環境づくり

(2) 情報内容の充実

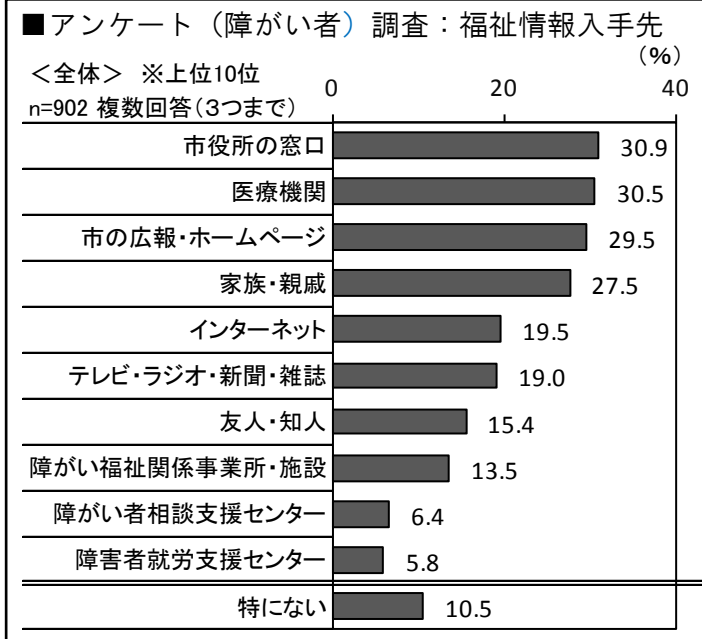
### 》》 現状と課題 《《

本市では、市政に関する情報を障がいのある人が入手しやすくなるように市ホームページを改善するなど、障がいのある人のウェブアクセシビリティの向上に努めています。また、市報や議会広報誌について、点字や音声コードにより情報提供を行っています。

アンケート調査では、福祉のまちづくりのために市が取り組むべき施策として「市からの情報提供の充実」が最も多くなっています（16頁参照）。また、福祉情報の入手方

法や求める内容は、障がいの種別や年齢により異なります。

そのため、情報へのアクセス環境や発信する情報内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。



### 》》 施策の方向 《《

- ✎ 市広報やホームページなど、障がいのある人が利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めます。
- ✎ 関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

第5章 施策の展開

基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

■アンケート（障がい者）調査：知りたい情報

＜障がい種別＞						(%)
順位	身体障がい n=415		順位	知的障がい n=185		
1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	58.8	1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	66.5	
2位	相談窓口に関すること	28.9	2位	就職や就労支援などに関すること	35.7	
3位	災害時の避難方法などの災害対策に関すること	28.0	3位	災害時の避難方法などの災害対策に関すること	31.4	
順位	精神障がい n=153		順位	難病患者 n=169		
1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	64.1	1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	54.4	
2位	就職や就労支援などに関すること	38.6	2位	相談窓口に関すること	35.5	
3位	相談窓口に関すること	35.9	3位	特になし	30.2	
＜年齢階層別＞						(%)
順位	18歳未満 n=86		順位	18歳～64歳 n=622		
1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	65.1	1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	62.4	
2位	就職や就労支援などに関すること	43.0	2位	相談窓口に関すること	34.6	
3位	相談窓口に関すること	30.2	3位	災害時の避難方法などの災害対策に関すること	29.1	
順位	65歳以上 n=173					
1位	障がい者に関わる福祉制度等のこと	45.1				
2位	在宅福祉サービスに関すること	26.0				
3位	相談窓口に関すること	24.9				

(1) 情報を利用しやすい環境づくり

施策No.	具体的な内容	担当課
59	<p>■ウェブアクセシビリティの向上【重点取組】</p> <p>市ホームページ等で提供される情報を支障なく利用できる環境を確保するため、「ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、障がいの特性等に配慮したホームページ等における情報アクセシビリティの向上に努めます。</p>	<p>広報広聴課 各担当課</p>



施策No.	具体的な内容	担当課
60	<p><b>■障がいの特性に配慮した情報提供手段の充実</b></p> <p>市の発行する広報紙、パンフレット、ガイドブック等について、録音テープの作成、音声コードの付与、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈付けなど様々な障がいに配慮した情報提供を行います。</p> <p>また、情報伝達が効果的に行われるよう、社会の変化に即したICT※8機器の給付を検討するなど、情報機器について調査研究を行います。</p>	障がい福祉課 各担当課

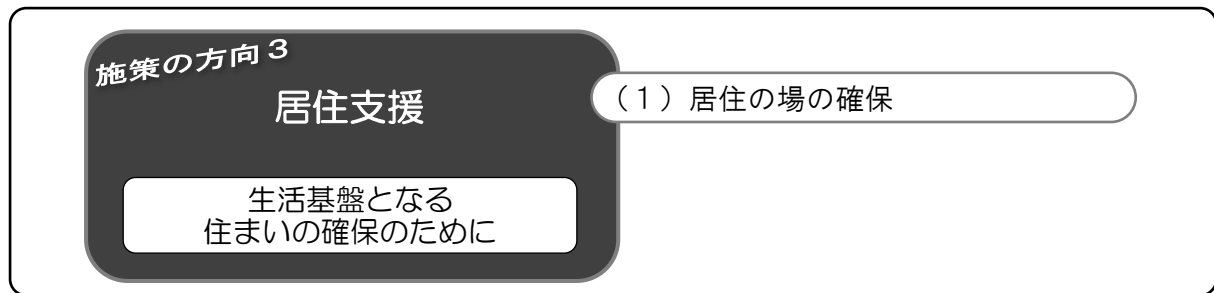
## (2) 情報内容の充実

施策No.	具体的な内容	担当課
61	<p><b>■情報内容の充実</b></p> <p>障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用、安全・安心に関する情報など、年齢や障がいの特性、ニーズを踏まえながら、地域生活の向上や不安の軽減につながるような情報の発信に努めます。また、情報の提供漏れが生じないよう、関係部課及び機関との連携強化に努めます。</p>	障がい福祉課 各担当課

## ※8 ICT (Information and Communication Technology)

情報通信記述。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションが実現するという、情報通信技術におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確に示したものです。

### 3 居住支援



#### 》》 現状と課題 《《

本市では、障がいのある人の居住支援として、住宅改修費等の助成を行っています。また、生活ホームやグループホーム、施設等への入所支援を近隣自治体と連携しながら行っていますが、地域生活の場として不足している状況が続いています。

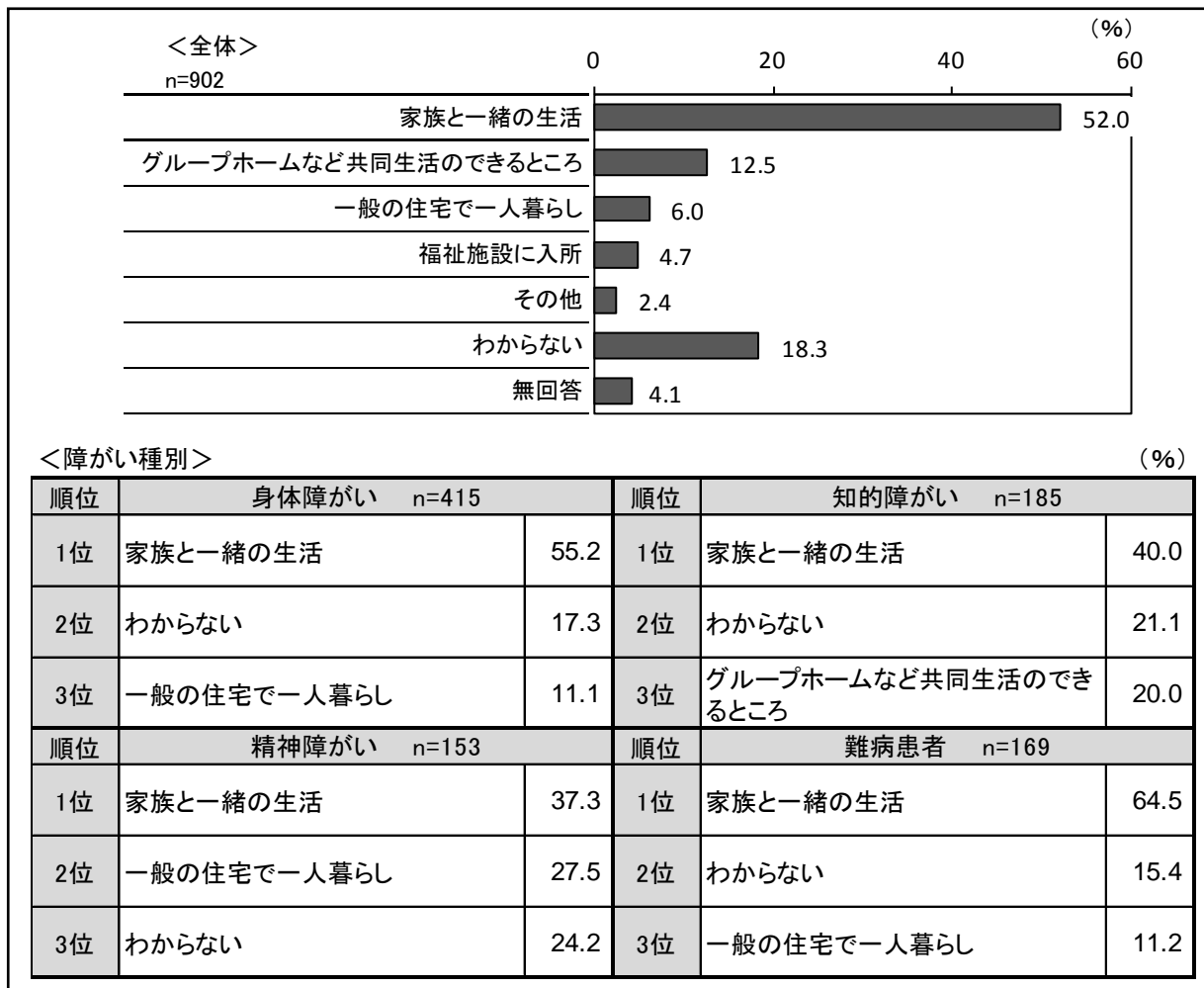
アンケート調査では、将来の暮らしの希望については、全体では「家族との同居を希望」が多いものの、障がい種別にみると、知的障がい者は約2割が「グループホームなど共同生活のできるところ」を、精神障がい者は3割弱が「一般の住宅で一人暮らし」を希望しています。また、平成23年調査の類似の設問と比較すると、家族との同居は減少し、グループホームなどの共同生活や一人暮らしが上昇傾向にあります。

そのため、障がいのある人の暮らしの場の選択肢が広がるように、法制度の動向を踏まえ、障がいのある人の暮らしの場の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

#### 》》 施策の方向 《《

民間事業者や関係機関と連携し、バリアフリー住宅の普及を図るとともに、多様な形での障がいのある人の暮らしの場の確保を目指します。

■アンケート（障がい者）調査：将来望む生活



(1) 居住の場の確保

施策No.	具体的な内容	担当課
6 2	<p>■入居・入所支援の推進</p> <p>近隣市町と連携し、グループホームや生活ホーム、施設への入所支援に努めます。</p> <p>また、増加するニーズへの対応を図るため、事業者への情報提供など可能な支援策を検討します。</p>	障がい福祉課
6 3	<p>■住宅改修費等の助成促進</p> <p>日常生活における利便を図るため、居室、浴室、トイレ等の住宅改修費の一部を助成・貸付する制度について周知し、利用促進に努めます。</p>	障がい福祉課 [社会福祉協議会]
6 4	<p>■住まいの場の検討</p> <p>障がいのある人の居住の場を充実するため、公営住宅や民間賃貸住宅への入居支援策等について関係部課と連携して検討します。</p>	障がい福祉課 建築課

4 災害や犯罪等の防止・軽減対策

施策の方向<sup>4</sup>

災害や犯罪等の  
防止・軽減対策

リスク軽減、安全性向上のために

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

》》 現状と課題 《《

災害対策については、避難行動要支援者名簿<sup>9</sup>の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障がいのある人のための避難所の指定等を行っています。

しかし、大規模災害が相次ぎ、障がいのある人が犠牲となるケースも少なくありません。

アンケート調査でも、災害時において投薬や治療、避難所生活等に不安を感じている人が多く、障がいにより不安を感じる内容も異なります。そのため、福祉避難所の充実はもちろん、一般の避難所においても、障がいのある人の利用を想定した対応策等を検討していく必要があります。

また、防犯についても、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースがあるため、防犯対策の充実を図る必要があります。

■ アンケート(障がい者)調査: 災害時に困ること

<全体>n=902 上位5位

順位	項目	%
1位	避難所での生活が不安	55.0
2位	投薬や治療が受けられない	54.4
3位	安全なところまで迅速に避難することができない	32.2
4位	周囲とコミュニケーションが取れない	23.9
5位	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	19.8

》》 施策の方向 《《

🌿 避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、東日本大震災や熊本地震などの災害事例を検証し、障がいのある人の意見を踏まえ、災害対策の強化に取り組みます。

🌿 障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に一層取り組みます。

※9 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者対策 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を義務付けること等が規定されました。

■ アンケート（障がい者）調査：避難所での困りごと



(1) 防災対策の推進

施策No.	具体的な内容	担当課
65	<p><b>■緊急通報体制の充実</b></p> <p>防災行政無線による通報の他、放送の聞き逃しのないように、電話自動応答サービスや放送内容メールを配信します。また、緊急時・災害時にも速やかに、確実に情報が障がいのある人にも届くように、障がいの特性に配慮した情報伝達手段について研究、検討し、順次導入を図ります。</p>	<p>危機管理防災課 障がい福祉課</p>
66	<p><b>■災害時の地域支援体制の整備</b></p> <p>地域の支援者への避難行動要支援者名簿の情報提供について障がいのある人などへの同意を求め、名簿の効果的な活用に努めます。また、防災知識の普及・啓発を図る防災教育の推進や防災訓練の充実、ヘルプカードの普及などを図ります。</p> <p>防災訓練の実施にあたっては、様々な人の訓練参加を推進します。自治組織が開催する避難訓練等についても、自治組織へ障がいや障がいのある人に対する理解を進めるとともに、高齢者や障がいのある人が防災訓練に参加しやすい条件（手話通訳者・介助者等の派遣）を検討し、訓練への参加促進を図ります。</p>	<p>危機管理防災課 障がい福祉課 高齢福祉課</p>
67	<p><b>■避難体制の整備</b></p> <p>避難所において、障がいのある人や高齢者に対し、必要な介護や医療が提供され、安心して避難できるように、福祉避難所の充実や支援者の拡充、運営方針の検討を進めます。指定避難所においても、プライバシーの確保やベッドの配置等、障がいのある人の利用を想定した体制整備を図ります。また、自宅待機の避難者への救援物資の配送や安否確認等の体制についても整備を図ります。</p>	<p>危機管理防災課 障がい福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 保健センター</p>

(2) 防犯対策の推進

施策No.	具体的な内容	担当課
68	<p><b>■防犯対策の推進</b></p> <p>消費生活センターや警察署などから犯罪被害等の情報を入手し、広報紙やホームページへの掲載や、メールの活用、講習会の開催、イベントを活用した啓発活動など防犯対策を推進します。</p>	<p>危機管理防災課 障がい福祉課 消費生活センター</p>

## 第6章 計画の推進体制

### 1 庁内の推進体制の整備

計画を確実に実施していくために、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえ、庁内のふじみ野市障害福祉計画等策定委員会の調査及び研究を活用して推進体制の整備に努めます。

また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

### 2 計画の点検・管理体制

計画の着実な推進のために、障がいのある人やその家族、関係団体等との意見交換を行い、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえて庁内の組織を活用した計画の進捗状況の点検・管理体制の推進に努めます。

### 3 県及び近隣市町との調整・協力

障がい福祉施策の推進にあたっては、市町村の枠を越えた各種サービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークの構築を図ることで、効率的、効果的なサービスの提供等が可能となります。

そのため、県及び近隣市町と連携を図りながら調整・協力し合い、より効率的、効果的な事業の運営に努めます。